

## 令和8年度の高齢者施策の主な取組

<b>資料10-1_介護予防等の推進と地域生活を支える取組の推進</b>	P1
別紙1 東京都の介護予防・フレイル予防施策	P2
別紙2 高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業	P3
別紙3 フレイルサポート医地域連携支援事業	P4
別紙4 人生100年時代社会参加マッチング事業	P5
別紙5 高齢者の社会参加を促すシルバーパス シルバーパスの交付・ICカード化	P7
別紙6 区市町村老人クラブ連合会等活動サポート事業	P8
別紙7 高齢者の地域見守り拠点等整備促進事業	P9
別紙8 アプリを活用した高齢者の健康づくり推進事業	P10
別紙9 高齢者の熱中症予防支援事業	P11
<b>資料10-2_介護サービス基盤の整備促進</b>	P12
別紙1 特別養護老人ホームにおける医療的ケア対応促進事業	P14
別紙2 介護施設等に対するサービス継続支援事業	P15
別紙3 介護事業所等に対するサービス継続支援事業	P16

## 令和8年度の高齢者施策の主な取組

<b>資料10-3①_介護人材の確保・定着・育成に向けた取組について</b>	P17
別紙1 介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業	P19
別紙2 地域を支える「訪問介護」応援事業	P20
別紙3 訪問介護事業所におけるEV車・EVバイク導入支援事業	P22
別紙4 介護事業者経営力強化等サポート事業（TOKYO介護Bizサポート事業）	P23
別紙5 介護現場改革促進事業	P29
別紙6 介護DX推進人材育成支援事業	P31
別紙7 地域におけるケアプランデータ連携システム活用促進事業	P32
別紙8 介護現場におけるカスタマーハラスメント対策強化事業	P33
別紙9 外国人介護従事者活躍支援事業	P34
別紙10 介護支援専門員法定研修受講料補助事業	P35
別紙11 居宅介護支援事業所経営改善等支援事業	P36
別紙12 介護支援専門員再就業等支援事業	P37
<b>資料10-3②_福祉人材対策の主な取組</b>	P39
別紙1 TOKYO福祉キャスト育成事業	P40
別紙2 福祉キャリア教育プログラム	P41
<b>資料10-4_高齢者の住まいの確保について</b>	P42
別紙 住宅セーフティネット制度	P43
<b>資料10-5_地域生活を支える取組の推進</b>	
別紙1 単身高齢者等の総合相談支援事業	P44
別紙2 介護・障害福祉サービス等事業所における育児介護休業等両立支援事業	P45

## 令和8年度の高齢者施策の主な取組

<b>資料10-6① 在宅療養推進に向けた都の取組</b>	P46
別紙1 在宅療養普及事業（在宅療養体制づくり支援）	P47
別紙2 区市町村在宅療養推進事業（24時間診療体制推進・在宅医療DX推進）	P48
別紙3 在宅療養体制支援医療機関緊急整備事業	P49
<b>資料10-6② 東京都訪問看護推進総合事業について</b>	P50
別紙1 地域における教育ステーション事業	P51
別紙2 訪問看護ステーション協働育成支援事業	P52
<b>資料10-7 東京都における認知症施策について</b>	P53
別紙1 認知症施策推進事業	P54
別紙2 認知症のある人の行方不明に係る普及啓発事業	P55
別紙3 認知症のある人の社会参加推進事業	P56
別紙4 若年性認知症総合支援センター運営事業/若年性認知症支援事業	P57
別紙5 高齢者権利擁護推進事業	P58
別紙6 認知症のある人への医療提供体制の強化	P59
別紙7 認知症とともに暮らす地域あんしん事業（認知症サポート検診事業）	P60
別紙8 認知症サポート医地域連携促進事業	P61
別紙9 認知症とともに暮らす地域あんしん事業（日本版BPSDケアプログラム）	P62
別紙10 【健康長寿】共生社会の実現を支える認知症研究事業	P63
<b>資料10-8 高齢者保健福祉施策におけるDX推進</b>	
別紙1 ミドル層の負担軽減のための介護情報ポータル構築事業	P64
別紙2 介護情報基盤活用促進事業	P65

## 主な取組

### 1 介護予防・フレイル予防の推進

- ・東京都介護予防推進会議の運営
- ・介護予防・フレイル予防普及啓発強化事業
- ・介護予防・フレイル予防推進員配置事業
- ・介護予防・フレイル予防推進支援センター運営事業
- ・オンライン介護予防サポート事業
- ・高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業
- ・フレイルサポート医地域連携支援事業
- ・地域包括支援センター職員研修事業
- ・自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議推進事業
- ・アプリを活用した高齢者の健康づくり推進事業
- ・要介護度等の維持改善に向けた介護事業者の取組促進

### 2 社会参加の推進

- ・人生100年時代社会参加マッチング事業
- ・人生100年時代セカンドライフ応援事業
- ・TOKYO長寿ふれあい食堂推進事業
- ・老人クラブ助成事業
- ・区市町村老人クラブ連合会等活動サポート事業 新規
- ・シルバーパスの交付・ICカード化
- ・生活支援体制整備強化事業
- ・地域の見守りサポーター養成研修事業

### 3 地域生活を支える取組の推進

- ・人生100年時代社会参加マッチング事業 <再掲>
- ・生活支援体制整備強化事業 <再掲>
- ・地域の見守りサポーター養成研修事業 <再掲>
- ・ICTを活用した高齢者等の地域見守り事業
- ・高齢者の地域見守り拠点等整備促進事業
- ・人生100年時代セカンドライフ応援事業 <再掲>
- ・TOKYO長寿ふれあい食堂推進事業 <再掲>
- ・高齢者の熱中症予防支援事業 新規
- ・高齢者救急直接通報システム

# 令和8年度 東京都の介護予防・フレイル予防施策

資料10-1別紙1

## 介護予防・フレイル予防の支援

### 介護予防・フレイル予防推進員配置事業

通いの場等の介護予防・フレイル予防活動の拡大・強化を推進するスタッフを区市町村に配置（補助率10/10）

### 介護予防・フレイル予防推進センター運営事業

高齢者医療を専門とする東京都健康長寿医療センターの中に、専門的・技術的支援を行う支援センターを設置し、区市町村職員を育成

### オンライン介護予防サポート事業

オンラインツールを活用した、自宅での運動等の介護予防・フレイル予防活動を推進する区市町村を支援（補助率 新規10/10、継続1/2）



### 介護予防推進会議

東京都と区市町村の事務担当者間の連絡や取組事例の共有を実施

### フレイルサポート医地域連携支援事業

フレイル診断等を行う医師と地域との連携を進める取組等を支援し、介護予防・フレイル予防を推進

- 区市町村によるフレイルサポート医活用への支援研修、伴走型支援、補助（補助率10/10）
- 【拡充】フレイルサポート医を養成する東京都医師会への支援（補助率10/10）
- 【拡充】フレイルサポート医を中心とした実践的取組を行う地区医師会への支援（補助率10/10）

### 都民への普及啓発

ホームページやリーフレット、ダイレクトメール等による普及啓発を実施

### 介護予防・フレイル予防普及啓発強化事業

（21,800千円）

都及び区市町村による都民に対する普及啓発により、フレイルに関する理解を促進  
(補助率10/10)

### 高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業

加齢性難聴の高齢者のコミュニケーション機会確保を推進し、介護予防につなげるための取組を実施



- 補聴器の支給（補助率1/2）
  - 加齢性難聴の普及啓発（補助率10/10）
  - 聴覚検診※（補助率10/10）
- ※補聴器相談医が在籍する医療機関がない自治体対象

# 高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業

資料10-1別紙2

## 目的

加齢性難聴に関する高齢者本人や周囲の早期の気づきと補聴器支給等対応への区市町村支援により、加齢性難聴の高齢者本人のコミュニケーションの機会確保に向けた取組を進め、介護予防につなげる

## 事業内容

### 補助要件

- 障害者総合支援法に基づく補装具としての補聴器の支給対象者でないこと
  - 補聴器に詳しい耳鼻咽喉科医（補聴器相談医など）の診察及び聽力検査結果により、補聴器の必要性を確認していること
  - 年齢制限：事業を実施する年度に65歳以上となる者
  - 所得制限：原則として、住民税非課税となる者。（※）
  - 補聴器購入前に区市町村が支給等の審査及び意思決定をしている者
- （※）令和8年度は、住民税課税の者に補助を行う場合は、基準額の1/2を上限に補助対象経費として認める。

### 補助対象経費・補助率

#### 補助対象①

#### 適正な補聴器支給に係る経費

- 加齢性難聴に係る補聴器支給経費  
(基準額：144,900円（※住民税課税者72,450円）)
- 補聴器再交付経費
- 事務経費  
(補聴器の使用継続支援、モニタリング・調査等の経費を含む) 等

補助率：1／2

#### 補助対象②

#### 早期発見・早期対応に係る経費

- 加齢性難聴に係る普及啓発経費 等
- ※②のみ実施する場合も補助対象とする。

補助率：10/10

#### 補助対象③【加算】

#### 早期発見・早期対応に係る経費

- 加齢性難聴に係る聴覚検診経費  
要件：自治体内に補聴器相談医が在籍する医療機関がないこと

補助率：10/10

### 補助基準額

区分	65歳以上高齢者人口					
	1万人未満	1万人以上～3万人未満	3万人以上～5万人未満	5万人以上～10万人未満	10万人以上～15万人未満	15万人以上
補助基準額① 補聴器助成等	11,000,000	31,000,000	51,000,000	100,000,000	150,000,000	199,000,000
補助基準額② 早期対応	2,000,000	2,000,000	3,000,000	4,000,000	6,000,000	7,000,000
補助基準額③【加算】 聴覚検診				7,000,000		

R8予算額

613,751千円

実績

令和6年度33区市町村、令和7年度45区市町村（内1区市町村は②のみ実施）

# フレイルサポート医地域連携支援事業

資料10-1別紙3

## 目的

- 東京都医師会において、健康長寿医療センター等の協力のもと、フレイルサポート医の養成研修を令和4年度から開始。
- 医師と連携した介護予防・フレイル予防の取組をより一層各地域で推進するため、フレイルサポート医と連携する区市町村の取組を支援するとともに、東京都医師会が行うフレイルサポート医の養成・認定や、地区医師会が行う地域における介護予防・フレイル予防の体制整備等の取組を支援する。

## 事業概要

### 1 フレイルサポート医を活用する区市町村の取組を支援（継続）

- 区市町村職員等にフレイルサポート医との連携手法等を紹介する研修を健康長寿医療センターにより実施
- 健康長寿医療センターによりモデル区市町村（令和7年度3自治体→令和8年度6自治体）への伴走型支援を実施、成果を他区市町村に展開するほか、フレイルサポート医を活用した取組に対する  
経費を補助

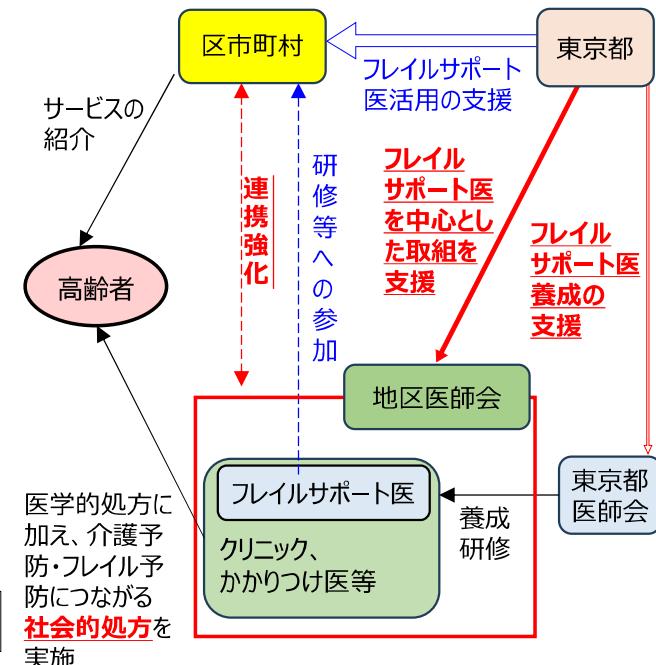
補助基準額1,000千円（1自治体当たり）、補助率10/10

### 2 フレイルサポート医を養成する東京都医師会を支援【新規】

フレイルサポート医を養成するため、東京都医師会が実施する養成研修に補助し、計画的な育成、認定、公表を支援  
→新たに150名のフレイルサポート医を養成し、令和6年度までに養成した153名、令和7年度養成予定の80名と合わせて、令和8年度中にフレイルサポート医383名を確保

### 3 フレイルサポート医を中心とした実践的取組を行う地区医師会を支援【新規】

フレイルサポート医をはじめ、かかりつけ医等によるフレイル診断や、高齢者の状態に応じた社会的処方のための体制整備や実践的取組を推進する地区医師会を支援  
対象：地区医師会（規模：6団体）、基準額10,000千円（1団体当たり）、補助率10/10



※赤色は令和8年度拡充関係  
青色は令和7年度事業関係

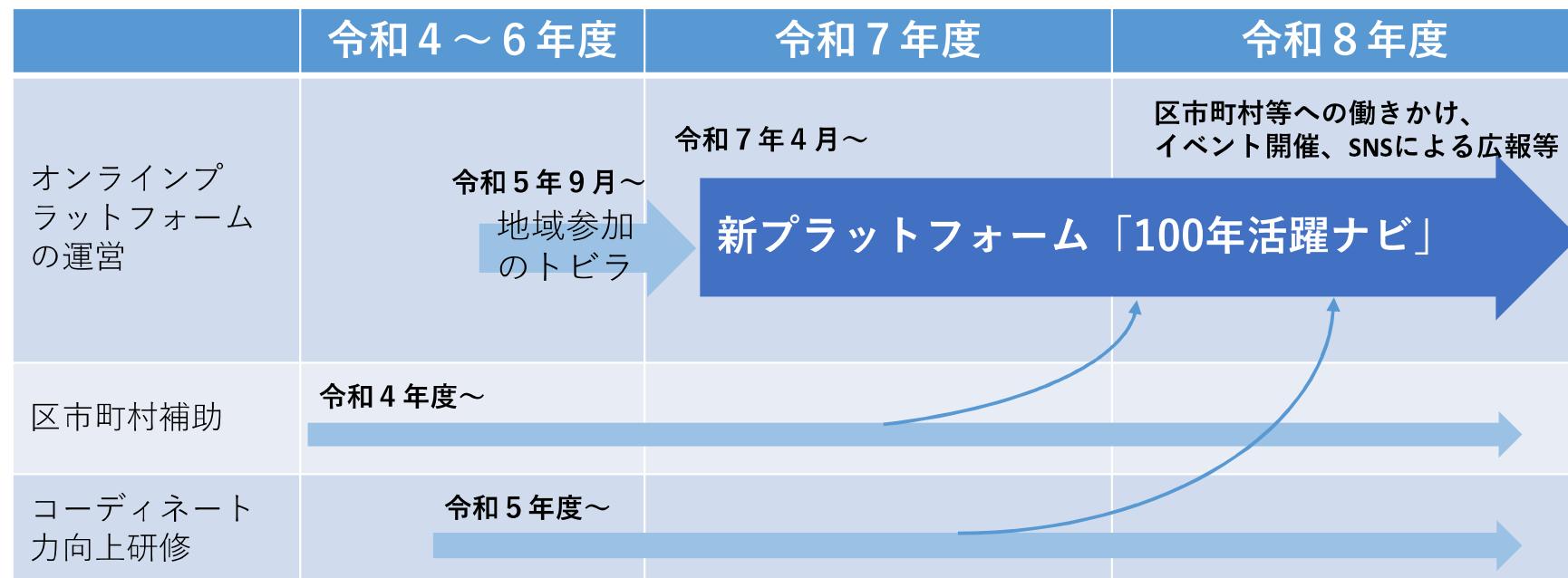
# 人生100年時代社会参加マッチング事業

資料10-1  
別紙4

## 【事業内容】

- シニア・プレシニアの社会参加を支援する新たなオンラインプラットフォーム「100年活躍ナビ」の運用を開始（令和7年4月）
- 区市町村、地域団体、介護施設等への登録働きかけ、都民を対象にしたイベントの開催などにより、「100年活躍ナビ」の活用を促進
- 区市町村に対し、「100年活躍ナビ」との情報連携や相談窓口のコーディネーター配置等にかかる経費を補助するほか、「100年活躍ナビ」を活用したマッチング促進のための研修を実施

引き続き区市町村等に対する活用の働きかけや都民向けイベントを開催するほか、都の重点広報事業としてSNSを積極的に活用した広報活動を行い、「100年活躍ナビ」を通じたシニア・プレシニアの社会参加を促進する





## 100年活躍ナビの利用イメージ

<https://100nen-navi.metro.tokyo.lg.jp/>

### 特徴

- ① 地域や興味・関心に応じた活動を表示できる検索機能やプッシュ型の配信機能
- ② 参加促進のインセンティブとしてポイントを付与
- ③ 区市町村等のサイトの情報を自動連携により掲載、情報量を充実
- ④ 地域単位での利用を促すため区市町村に管理者権限を付与し、統計情報閲覧等を可能にする機能



# 高齢者の社会参加を促すシルバーパス

資料10-1  
別紙5

## シルバーパスの交付・ICカード化

満70歳以上の都民が利用できる「シルバーパス」について、ICカード化に伴う体制整備や普及啓発等に要する経費を指定団体へ補助するとともに、令和9年度中に多摩地域の基幹的交通機関である多摩都市モノレールへ対象を拡大することに伴うシステム改修経費を支援

### 事業概要

#### 多摩都市モノレールへの拡大



多摩地域を南北に縦断する公共交通ネットワークである多摩都市モノレールについて、令和9年度中にシルバーパスの利用対象に追加し、**多摩地域の発展に向け活性化を促進**

#### ICカード化に伴う取組



- ・バス乗務員向けインストラクション
  - ・コールセンタ一体制強化
  - ・ICカード登録・発行センターの設置
  - ・お助け相談の実施
- など

# 【新規】区市町村老人クラブ連合会等活動サポート事業

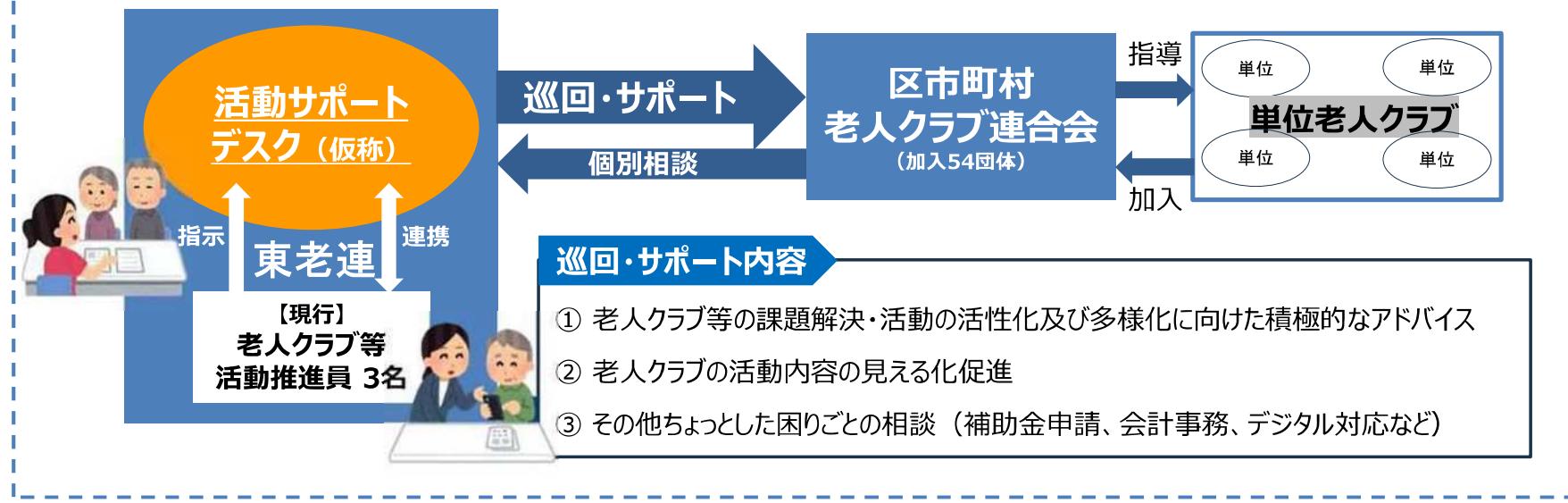
## 課題・目的

- 都は、これまで、区市町村を通じて単位老人クラブ及び区市町村連合会に対してその活動費を補助するとともに、東京都老人クラブ連合会（以下「東老連」という。）が行う友愛実践活動・健康づくりなどの取組を支援している
- 会員数の減少・高齢化など、老人クラブを取り巻く環境が厳しい状況の中で、老人クラブの活動をより一層活性化させるため、広域的な団体である東老連を通じて、単位老人クラブ及び区市町村連合会の活動をサポートする

## 事業イメージ

区市町村連合会等が抱える課題や老人クラブ活動の多様化に対応するため、東老連に**活動サポートデスク（仮称）**を設置し、東老連の**広域的なサポート力・指導力**を強化していく

### ＜東老連からの委託による事業実施＞



## 背景

- 65歳以上一人暮らしの高齢者は増加の一途。今後、一般世帯に占める高齢者単独世帯の割合も増加する見込み
  - 増加が見込まれる一人暮らし高齢者への対応力を強化するため、地域の見守り相談拠点の整備を促進とともに、多様な担い手が連携して高齢者を見守る体制を構築していく必要がある。

## <課題>

- 地域包括支援センターの業務負担の状況を踏まえ、高齢者単独世帯へのアウトリーチや地域の見守りネットワーク構築等を進めるための専門的対応を行う拠点の整備が必要
- 生活関連事業者など、様々な主体の参加を促し、緩やかな見守り活動の担い手を拡大するとともに、こうした見守りの担い手が高齢者の様々な課題や見守り活動の基本的な内容への理解を深めることが必要
- 異変への気付きから関係機関への連絡・情報共有を円滑に行える環境の整備が必要

## <事業の概要>

- **高齢者見守り推進事業**  
高齢者へのアウトリーチや見守りネットワーク構築を促進するための専門職員を配置し、**高齢者の見守り相談拠点を設置・運営する区市町村に対する補助事業**を実施  
(相談員等の職員配置経費等・施設確保経費：補助率2／3、初度調査経費：補助率10／10)
- **高齢者見守りセンター養成事業**  
生活関連サービス業（理美容業、銭湯、スーパーなど）等の**事業者・団体と高齢者の見守りに関する協定を締結**するとともに、協定締結事業者・団体を対象に、都が**見守り活動に関する研修**を実施  
※ 区市町村が実施する地域のセンター養成については、区市町村包括補助事業で支援
- **見守り活動の支援アプリ（高齢者見守りセンターアプリ）**  
見守りの担い手がスマートフォンを用いて迷わず、素早く、簡単に見守り相談拠点等に連絡ができるよう、都が開発した**見守りセンターアプリの活用促進**に取り組むとともに、より使いやすいアプリとするための**システム改修**を実施

# アプリを活用した高齢者の健康づくり推進事業 R 8 予算額：498百万円

資料 10-1  
別紙 8

## 1 目的

東京都健康長寿医療センターの知見を活かして開発した、健康状態の把握やフレイルリスクの検知ができるアプリについて、スマートウォッチを用いながら、都と区市町村が共同してフレイル・健康づくり事業の充実・改善につなげることで、高齢者の行動変容を促し、健康増進を図る。

## 2 アプリの概要

- フレイルリスクの検知・行動変容（健康増進や社会参加）につながるメッセージを送信
- ゲーム機能（歩数に応じてサイコロを振り、47都道府県制覇を目指す） 等



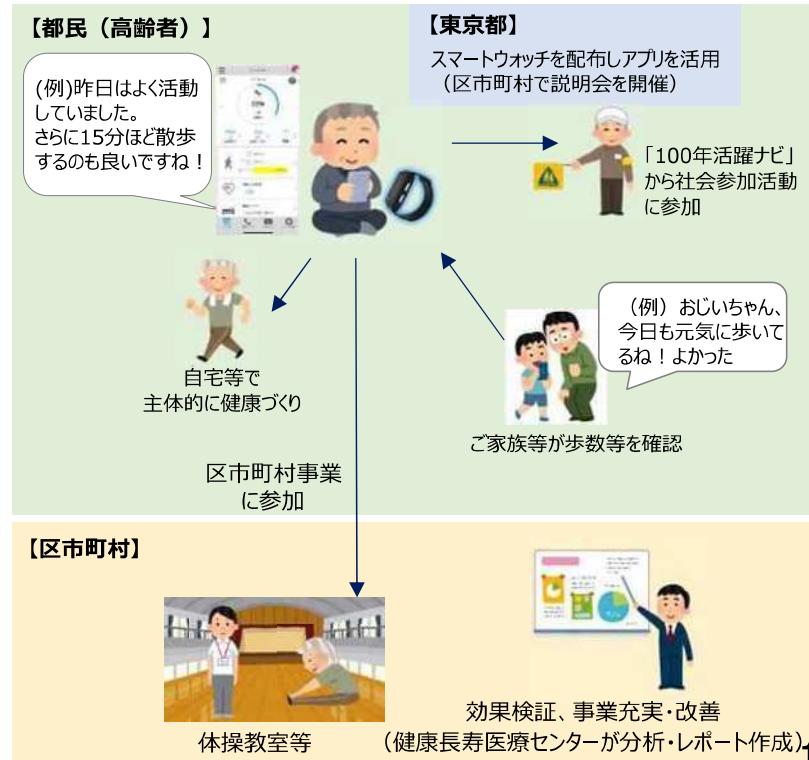
## 3 事業概要

### 【区市町村と連携した健康増進・社会参加の促進】

- 都が、本事業参画区市町村が実施するフレイル・健康づくり事業の参加者等に、スマートウォッチを配布しアプリを活用
- 区市町村事業の参加をアプリのプッシュ通知機能により案内
- 東京都健康長寿医療センターが区市町村の事業の参加前後のデータの変化を分析し、事業の効果検証を実施
- 人生100年時代社会参加マッチング事業「100年活躍ナビ」と連携し、居住地の区市町村のボランティア、地域活動等の情報を案内
- アプリ画面を家族等が確認できる見守り機能を追加し普及を推進

### 【認知症予防機能の追加】

- フレイル予防検知機能に加え、認知症予防スコアをアプリに追加実装



# 高齢者の熱中症予防支援事業

資料 10-1  
別紙 9

## 令和7年度までの事業

### ○ 高齢者の熱中症予防支援事業（高齢者施策推進区市町村包括補助事業）【補助率1／2】

- ・ 高齢者を熱中症から守るため、区市町村が地域の実情に応じて実施する取組等を支援

## 令和8年度事業《新規》

※ 令和7年度最終補正予算

### ○ 高齢者の熱中症予防支援事業（個別事業）【補助率3／4】

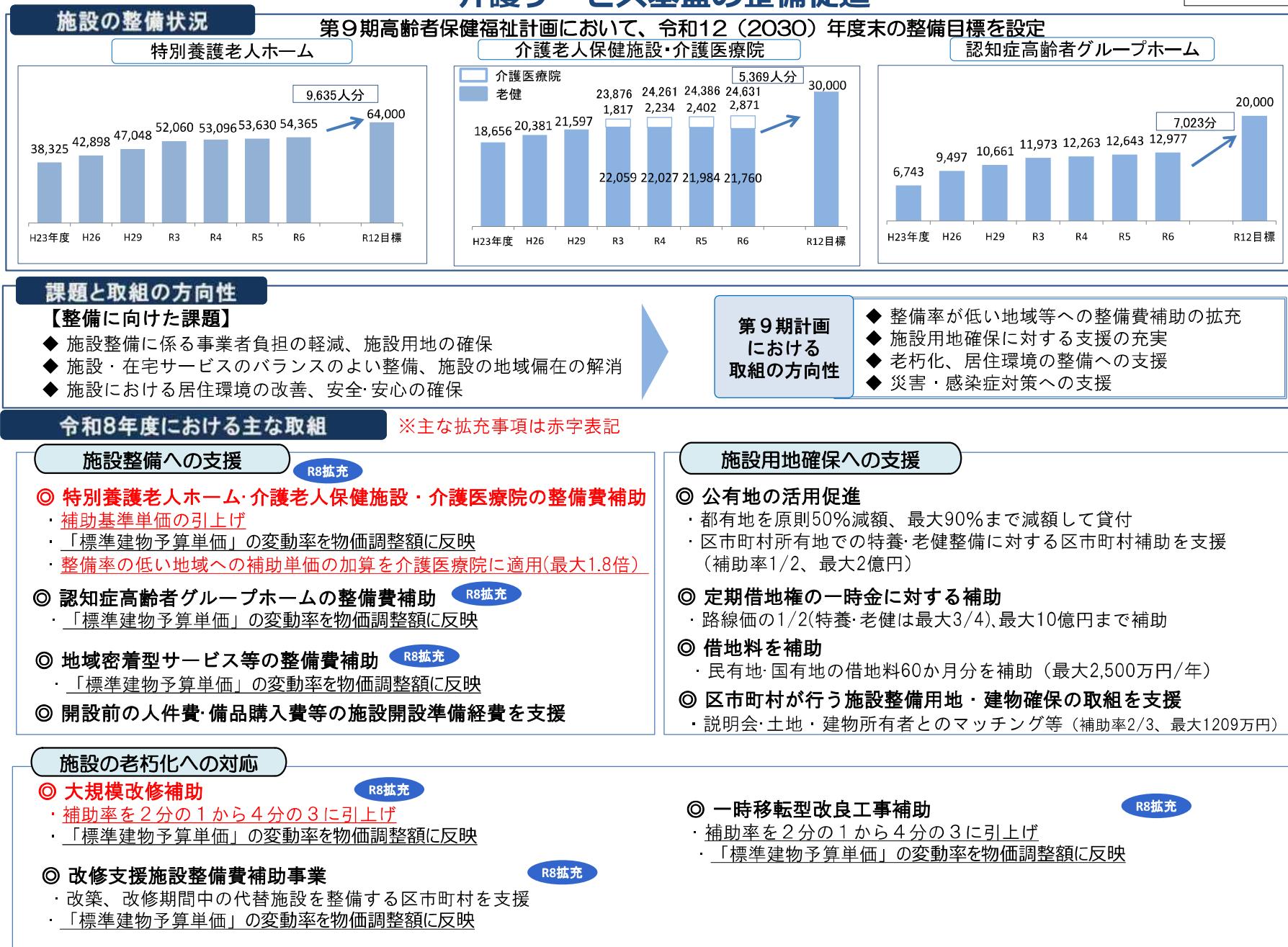
近年の厳しい暑さの状況を踏まえると、暑さに気づきにくく、冷房機器の使用を控える傾向があるなど熱中症リスクが高い在宅高齢者等を対象とした区市町村の熱中症予防対策事業を一層推進する必要がある。



#### 【「高齢者の熱中症予防支援事業」を個別事業化して区市町村支援を拡充】

- ・ 補助基準額（65歳以上高齢者人口により500万円～1,500万円／区市町村）※包括補助から変更なし
- ・ 補助対象事業・経費
  - ① 热中症予防担当者による戸別訪問等の実施
  - ② 猛暑避難場所（シェルター）の設置
  - ③ 普及啓発（ちらし・予防啓発グッズの配布等）
  - ④ 热中症リスクの見える化等に資する機器の配布
    - ・ 戸別訪問を行う熱中症予防担当者を対象とした熱中症対策機器の配布
    - ・ 在宅高齢者等を対象とした暑さ指数計測器、熱中症アラーム、ウェアラブルデバイス等の配布

# 介護サービス基盤の整備促進



## 令和8年度介護保険施設(特養・老健・介護医療院)整備費補助単価(単位:千円)

整備区分	類型	R7年度単価 (定員1人当たり)			R8年度単価 (定員1人当たり)			R8-R7
		基準単価	物価調整額	計	基準単価	物価調整額	計	
創設・増築	ユニット型	5,000	6,110	11,110	10,000	10,740	20,740	+ 9,630
	従来型個室	4,500	5,510	10,010	9,000	9,680	18,680	+ 8,670
	多床室	4,050	4,950	9,000	8,100	8,700	16,800	+ 7,800
改築	ユニット型	6,000	7,340	13,340	12,000	12,900	24,900	+ 11,560
	従来型個室	5,400	6,610	12,010	10,800	11,610	22,410	+ 10,400
	多床室	4,860	5,950	10,810	9,720	10,450	20,170	+ 9,360
一時移転型 改良工事※	ユニット型	3,750	4,590	8,340	7,500	8,060	15,560	+ 7,220
	従来型個室	3,375	4,125	7,500	6,750	7,250	14,000	+ 6,500
	多床室	3,037	3,713	6,750	6,074	6,526	12,600	+ 5,850
	※補助額	対象経費の1/2と補助基準額を比べて低い方の額			対象経費の3/4と補助基準額を比べて低い方の額			

大規模改修 (下段: 空調更新)

	令和7年度			令和8年度			R8-R7
	補助基準額	補助率	補助上限額	補助基準額	補助率	補助上限額	
1 施設当たり	190,720	1 / 2	95,360	245,590	3 / 4	184,192	+ 88,832
	70,000		35,000	90,130		67,597	+ 32,597

## 【新規】特別養護老人ホームにおける医療的ケア対応促進事業

R8予算案：983百万円

### 背景

- 都内における高齢者的人口は年々増加しており、令和32年（2050年）には約400万人になると推計されている。中でも、後期高齢者の大幅な増加に伴う要介護認定者数の増加により、今後、医療的ケアを必要とする要介護者の更なる増加が見込まれる。



### 現状と課題

- 都では、第9期高齢者保健福祉計画において、施設内での医療ニーズに対応できる環境づくりを含め、特別養護老人ホームにおける質の高い介護サービスの提供を推進。
- 令和7年度に、経営支援事業補助において「医療的ケアが必要な要介護者の積極的な受入れ」に対する加算を創設し、医療的ケアを提供する特別養護老人ホームを支援。
- 令和7年度に実施した特別養護老人ホームにおける医療的ケア対応に係るアンケート調査では、令和6年度に医療的ケアが理由で受入れを断った件数は特養全体で1,135名。一方、受入体制の整備が進めば医療的ケアを必要とする高齢者の受入が可能とする施設が70%超。  
→ 今後も増加が見込まれる医療的ケアが必要な要介護者の受入強化に向け、特別養護老人ホーム経営支援事業で実施していた支援内容を、新たに本事業において拡充し、特養の受入体制整備や受入実績に応じた支援が必要

### 事業概要

#### (1) 医療対応体制整備にかかる補助

単位：千円 (補助率1/2)

①看護師の配置に対する補助	補助基準額
概ね週7日24時間勤務する看護師を配置するために要した費用	11,789
概ね週7日12時間以上勤務する看護師を配置するために要した費用	5,894

#### ②医師の配置に対する補助

補助基準額

配置医（非常勤を含む）の勤務時間が常勤換算方法で0.5を満たすことに要した費用

5,061

#### ③オンコール体制の整備に対する補助

補助基準額

施設内に医師・看護職員が不在の時間帯の間、常時、オンコール体制を敷くために要した費用(委託含)	1,200
---	-------

#### (2) 受入れのインセンティブ

単位：千円

医療的ケアが必要な要介護者の受入れ実績にかかる補助	補助基準額
新規で医療的ケアの必要な方を受け入れた時（1人あたり）	100

#### (3) スキル向上に対する支援

単位：千円

医療的ケアのスキル向上のための実習等にかかる補助	補助基準額
研修参加費用（1人あたり）	150

令和7年度最終補正予算  
医療・介護等支援パッケージ  
( 1,698 百万円 )

## 【新規】介護施設等に対するサービス継続支援事業

### 目的

介護保険施設等は、入所者の栄養・心身の状況等を考慮した食事を提供する必要があり、物価上昇の影響がある中でも、食事提供サービスを円滑に継続するため、基準費用額と食材費の実態の乖離に対しての支援を行う。

### 補助内容（定額補助）

令和7年4月1日を基準日とし、各施設の定員一人当たり18,000円（3,000円×6月）を補助する。

※令和7年度介護事業経営概況調査と基準費用額との差額

### 対象施設及び規模

施設種別	施設数	定員数
特別養護老人ホーム	585	54,104
介護老人保健施設	198	21,700
介護医療院	35	2,971
軽費老人ホーム	147	4,348
養護老人ホーム	31	3,141
短期入所生活介護 併設型 単独型	501 70	5,033 1,511

※地域密着型施設、公立施設を含む。

### スケジュール（予定）

4月上旬：要綱制定

4月下旬：交付申請依頼発出・受付開始

6月上旬以降：交付決定・確定払い

## ① 施策の目的

R7最終補正予算案：4,192百万円

- 物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設が、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、将来的に必要となる設備・備品の購入費用等に対する補助を行う。

## ② 施策の概要

- 物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設が、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、介護事業所・施設のサービス類型・規模等を踏まえ、  
 ・特に長距離移動が求められる訪問系サービス等においては、訪問・送迎など移動に伴い必要となる経費、  
 ・大規模災害の発生時には、介護事業所・施設への避難も想定されることから、介護事業所・施設について、衛生用品や備蓄物資、ポータブル発電機など災害発生時に必要な設備・備品などの購入費用等に対する補助を行う。
- 暑さ対策や、電動アシスト自転車の購入、非常用電源等の整備に要する経費については、国庫補助上限額を超えた額について、上乗せして補助を行う。

## ③ 施策の実施要件（対象、補助率等）等

### (1) 実施主体

都道府県

### (2) 補助対象事業所・補助上限額（国庫補助分）

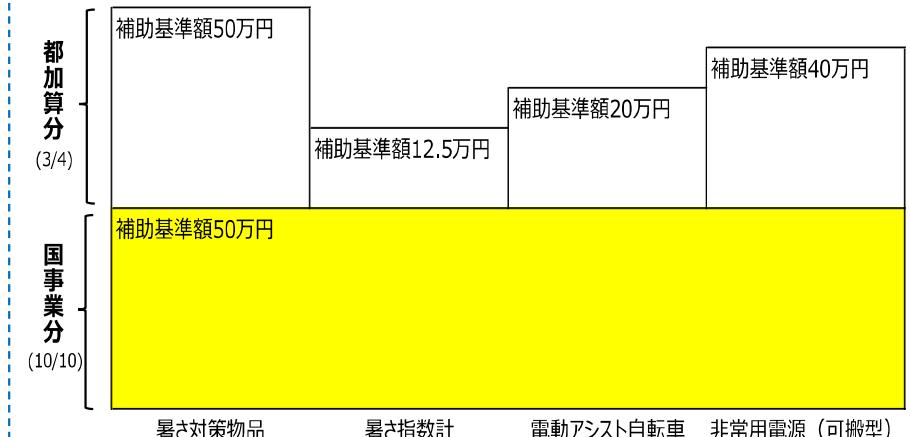
- 訪問介護、通所介護事業所  
 訪問介護 **1事業所あたり20万円、30万円、40万円、50万円** ※訪問回数に応じ区分  
 通所介護 **1事業所あたり20万円、30万円、40万円** ※利用者数に応じ区分
- 施設系（特養（地密含む）、老健、介護医療院、短期入所、養護、軽費）  
**定員1人あたり6千円**
- その他介護事業所・施設  
 訪問看護等 **1事業所あたり20万円**

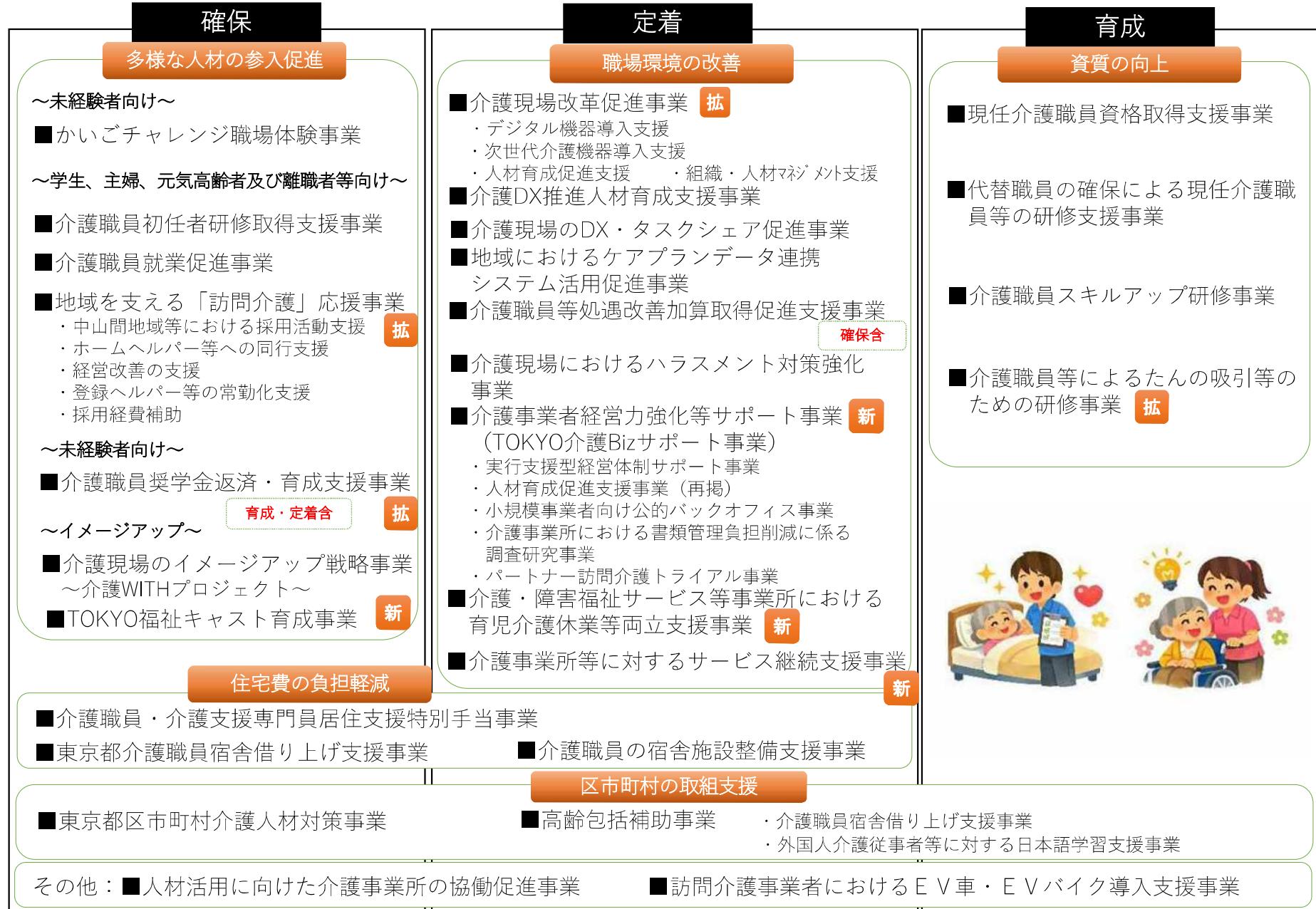
### (3) 補助対象経費

- ① **介護サービスを円滑に継続するための対応**
    - ・猛暑などの様々な困難な事態下に介護サービスを継続するために必要な費用  
 (例) 訪問・送迎の移動の経費  
 ネッククーラー、冷感ポンチョ、熱中症対策ウオッチ  
 業務用スポットエアコン、サーキュレーター、断熱カーテン など
  - ② **災害備蓄等への対応**
    - ・介護事業所等が災害発生時に介護サービスを継続するために必要な費用  
 (例) 飲料水、食料品等の備蓄物資（ローリングストックの初期費用）  
 ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池
- ※ 上記はあくまで例示であり①②の趣旨目的に反しないものであれば対象

### 【補助基準額イメージ】

訪問介護事業所・1月あたりの延べ訪問回数2,001回以上の場合





## 外国人材の受け入れ環境整備

- 外国人介護従事者受け入れ環境整備事業
- 外国人介護従事者活躍支援事業
  - ・海外への魅力発信・マッチング促進
  - ・関係団体との連携体制構築
  - ・受け入れ調整機関活用経費補助拡
- 経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者受け入れ支援事業
- 外国人技能実習制度に基づく外国人介護実習生の受け入れ支援事業
- 介護施設等による留学生受け入れ支援事業
- 特定技能制度に基づく外国人介護従事者の受け入れ支援事業

## ケアマネジメントの質の向上

## 確保・定着

- 居宅介護支援事業所経営改善等支援事業
 拡
- 介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業（再掲）
- 介護支援専門員再就業等支援事業
 拡
- 地域におけるケアプランデータ連携システム活用促進事業（再掲）

## 資質の向上

- 介護支援専門員研修事業
 確保・定着含
- 居宅介護支援事業所管理者向けマネジメント支援研修事業
 確保・定着含

## 【再掲】2040年に向けたさらなる取組

## より幅広い層への働きかけ

- かいごチャレンジ職場体験事業
- 介護現場のイメージアップ戦略事業  
～介護WITHプロジェクト～
- 地域を支える「訪問介護」応援事業

さらなる職場環境改善  
(介護現場の生産性向上)

- 介護現場改革促進事業
  - ・デジタル機器導入支援
  - ・次世代介護機器導入支援
  - ・人材育成促進支援
  - ・組織・人材マネジメント支援
- 介護DX推進人材育成支援事業
- 介護現場のDX・タスクシェア促進事業

## 外国人従事者の積極的な受け入れ

- 外国人介護従事者受け入れ環境整備事業
- 外国人介護従事者活躍支援事業
  - ・海外への魅力発信・マッチング促進
  - ・関係団体との連携体制構築
  - ・受け入れ調整機関活用経費補助
- 特定技能制度に基づく外国人介護従事者の受け入れ支援事業
  - 他

# 介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業

資料10-3①  
別紙1

## 事業目的

- ✓ 令和12年度には約4万7千人の介護職員の不足が見込まれる中、介護ニーズは増大
- ✓ 都はこれまでも、介護職員の処遇改善を国に対して求めてきたが、住居費の高さなど、東京の実情が反映されていない状況
- ✓ 都として対策を充実・強化し、一刻も早く介護業界からの人材流出に歯止めをかける

→ **国の見直しが講じられるまでの間、都が居住支援特別手当を支給**



## 事業概要

### 【対象職種】

介護職員・介護支援専門員

### 【対象者】

常勤及び非常勤職員（所定労働時間が週20時間以上）

### 【居住形態等の要件】

居住形態・所有形態によらず、原則として全ての介護職員等を支給対象とする

### 【事業イメージ】



- ・補助金の交付前に手当を支給する順序（①→④→②→③）も可能
- ・補助金は、審査後、その年度の手当の支給予定額及びその金額の15%（社会保険料事業者負担額分相当）を前払いで交付

# 令和8年度 地域を支える「訪問介護」応援事業（訪問介護採用応援事業）

資料10-3①  
別紙2-1

## 事業目的

介護業務への就労を希望する者のうち、無資格者等を対象に、訪問介護事業所での雇用確保と働きながらの資格取得支援を支援することで、訪問介護分野への参入促進と即戦力の確保を図る。

## 取組内容

### 補助対象

現在離職中の者で、介護業務への就労を希望する者のうち、無資格または初任者研修等修了者（介護福祉士、現任研修修了者、訪問介護以外の介護業務経験者は、1事業所につき1人まで。）

### 規模

予算規模 340名

### 支援内容

事業に参加する介護保険事業所（訪問介護系のみ※）を公募

登録事業所が訪問介護員を雇用し、訪問介護業務に従事させながら、介護職員初任者研修等の資格を取得させる

※訪問介護系以外の事業所は、介護職員就業促進事業において対象

### 登録事業所への委託経費（雇用者一人当たり上限1,980千円）

- ・有期雇用期間中の賃金（最大6か月）、社会保険料
- ・介護職員初任者研修または実務者研修受講費用
- ・事務管理費

### 採用力向上セミナー及び個別相談の実施

## 実施方法

東京都福祉人材センター（東京都社会福祉協議会）に委託して実施

## 要求額

令和8年度要求額：575,629千円（令和7年度予算額 668,051千円）

# 【拡充】地域を支える「訪問介護」応援事業（補助事業）

R8予算案:1,234百万円

## 事業概要

### 1 中山間地域等・離島等地域における採用活動の支援

【内容】離島等地域に所在する訪問介護等サービス事業所が、採用活動の実施に当たり地理的条件等により発生するかかり増し経費（都市部で実施される就職フェアへ出展する際の旅費、インターン受け入れ時の宿泊費等）を支援

【補助基準額】1事業所当たり 30万円

### 2 経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援

【内容】事業所における経験年数の長いホームヘルパーの技術を着実に継承するため、当該ホームヘルパーが、一定期間、経験年数の短いホームヘルパーに同行し、訪問介護等サービスの質の確保を図るための技能・技術の向上に向けた指導を行う取組に要する経費

【補助基準額】30分未満の同行支援1回につき2,500円  
30分以上の同行支援1回につき4,000円

※離島・中山間地域については、30分未満の同行支援3,500円、30分以上の同行支援5,000円

### 3 経営改善の支援

【内容】対象事業所が経営基盤の強化及び経営状況の改善、若しくは、各種加算の新規取得支援等を目的とした専門家（コンサルタント事業者や社会保険労務士等）との契約に係る経費及び当該契約にあたっての事務作業を行うための臨時職員を雇用するための経費を支援

【補助基準額】1事業所当たり 40万円

### 4 登録ヘルパー等の常勤化支援

【内容】ホームヘルパー雇用の安定化を図るため、登録ヘルパー等（勤務日及び勤務時間が不定期な登録ヘルパーや非常勤のホームヘルパー）の常勤化を促進するために要する経費を支援

【補助基準額】常勤化する登録ヘルパー等1人につき1月当たり10万円（3か月まで）

### 5 介護人材確保のための広報・採用活動に関する支援（R7既存事業のスキーム・補助基準額を組み換え）

【内容】事業所が介護人材確保のために行うホームページの開設・改修に係る経費や広報宣材（リーフレット、チラシ等）の作成・印刷等の広報に要する経費を支援

【補助基準額】①1法人1事業所申請の場合：1事業所当たり80万  
②1法人2事業所申請の場合：1事業所当たり40万  
③1法人3事業所以上申請の場合：1事業所あたり30万

## 訪問介護の移動負担について

### 訪問介護事業者に対し、EV車・EVバイクの導入を支援

- 訪問介護の移動では、近距離の場合自転車を使うが、市町村部など利用者宅が遠い場合など自動車やバイクを利用 ※ 訪問介護事業所の自動車保有台数：区部1.8台、市町村部4台
- ガソリン代が高騰している中、EV車は燃料代も安く、ランニングコストを大幅に削減可
- EV車の購入には様々な補助金があるが、小規模事業所の多い訪問介護事業所には、補助金を利用してEV車の価格は高額

車や自転車の買い替えを考えている訪問介護事業者が、低負担でEV車やEVバイクを導入できるよう支援

## 補助概要

### 【対象事業所】訪問介護事業所等

- ※ 都内に訪問介護の事業所数が10か所以上かつ資本金5千万を超えて事業者は除く
- ※ 事業実施期間（2か年）で1法人あたり3事業所まで



A社 EV車 約300万円

### 【補助基準額】1事業所あたり500万円上限（補助率1/2）



B社 EVバイク 約55万円

### 【R8予算額】27,085千円

※ 補助業務は、EV車の補助金業務を行っている「クールネット東京（東京都地球温暖化防止活動推進センター）」に出捐して実施（産業労働局と同じ）

# 【新規】介護事業者経営力強化等サポート事業（TOKYO介護Bizサポート事業）

R8予算案  
475百万円

## 事業目的

- 介護事業者における介護人材の確保や経営上の困難性が増している状況を踏まえ、経営力の強化を図るとともに、小規模事業者の事務の効率化や経営の協働化等を支援

## 事業概要

※1・3・4は委託、2・5は補助により実施

### 1 実行支援型経営体制サポート事業

- ✓ 介護事業者の経営改善等につなげるため、経営情報の分析を踏まえ、助言にとどまらず、さらに一步踏み込んだ実務支援を実施

### 2 人材育成促進支援事業

- ✓ 介護事業者の生産性向上に向け、人材育成の仕組みづくりに取り組む介護事業所に対して、長期的な取組を新たに支援  
(補助基準額：最大100万円 補助率：10/10 規模：100事業所) ※R8拡充部分の概要

### 3 小規模事業者向け公的バックオフィス事業

- ✓ 介護事業者の事務負担軽減につなげるため、小規模な介護事業者が共同で実施することでスケールメリットが出せる業務を集約するバックオフィスを東京都で開設し、参画する介護事業者への支援を実施

### 4 介護事業所における書類管理負担削減に係る調査研究事業

- ✓ 介護事業者の書類管理負担軽減に向けたBPR（業務の最適化）を実施

### 5 パートナー訪問介護（仮称）トライアル事業

メインの訪問介護事業所（パートナー訪問介護事業所）が中心となり、地域の訪問介護事業所が連携して1人の利用者に対応する仕組みを試行

(補助基準額：150万円 補助率：10/10 規模：3ネットワーク)

# TOKYO介護Bizサポート事業

## ①【新規】実行支援型経営体制サポート事業（検証）

資料10-3①

別紙4

### 1 現状・課題

- 都や中小企業振興公社等では、介護事業者に対して、既に様々な経営改善や協働化等支援を実施している。
- しかし、事業者や支援者である職能団体からは、既存支援は助言が主であり、その後の実務支援がないことから、特に小規模事業者においては助言に基づいた経営改善等が実行できないといった声があった。
- また、中小企業への経営支援等を実施している産業労働局からも、経営者が経営改善に取り組めなければ、支援をしても成果に結びつかないという話があった。

⇒小規模事業者を経営改善等に繋げるためには、助言支援にとどまらず、さらに一步踏み込んだ支援が必要

### 2 事業内容

**【支援対象】** 都内で介護保険サービス事業所を運営する法人

※経営DBで収支状況を確認の上、都からプッシュ型で声掛け

**[R8予算額]** 77,358千円

**【規 模】** 5 法人（試行的実務支援型経営コンサルティング）

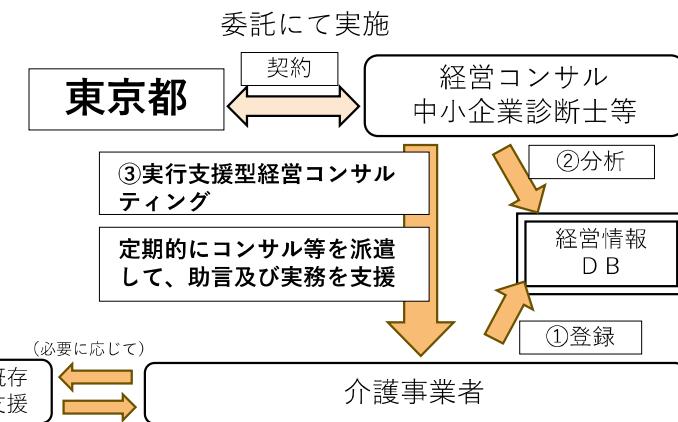
**【内 容】** 下記内容を委託により実施

#### ①試行的実務支援型経営コンサルティング（検証）

経営助言を必要とする事業者に対し経営改善、M&Aや廃業に向けた手続き等、経営者の希望と経営状況に応じて助言にとどまらず、実務支援を行う。

#### ②R9年度以降に適切な支援方法の検討分析

上記の試行的実務支援型経営コンサルティングを通じて、地域に介護サービス資源を残していくために適切な施策のニーズの検討・分析を専門的知見から明らかにする。



# TOKYO介護Bizサポート事業

## ②【拡充】人材育成促進支援事業

資料10-3①  
別紙4

### 事業内容

- ✓ 現行制度では、生産性向上に向けて、人材育成の仕組みづくりや改善に取り組む介護事業所を支援
- ✓ 昇給の在り方検討調査事業の有識者検討会においてとりまとめる人事給与制度導入マニュアルの公表を踏まえ、人事給与制度の導入・改善に取り組む介護事業所への支援体制をさらに充実させる

【対象】 都内介護保険サービス事業所

【予算額】 156,000千円

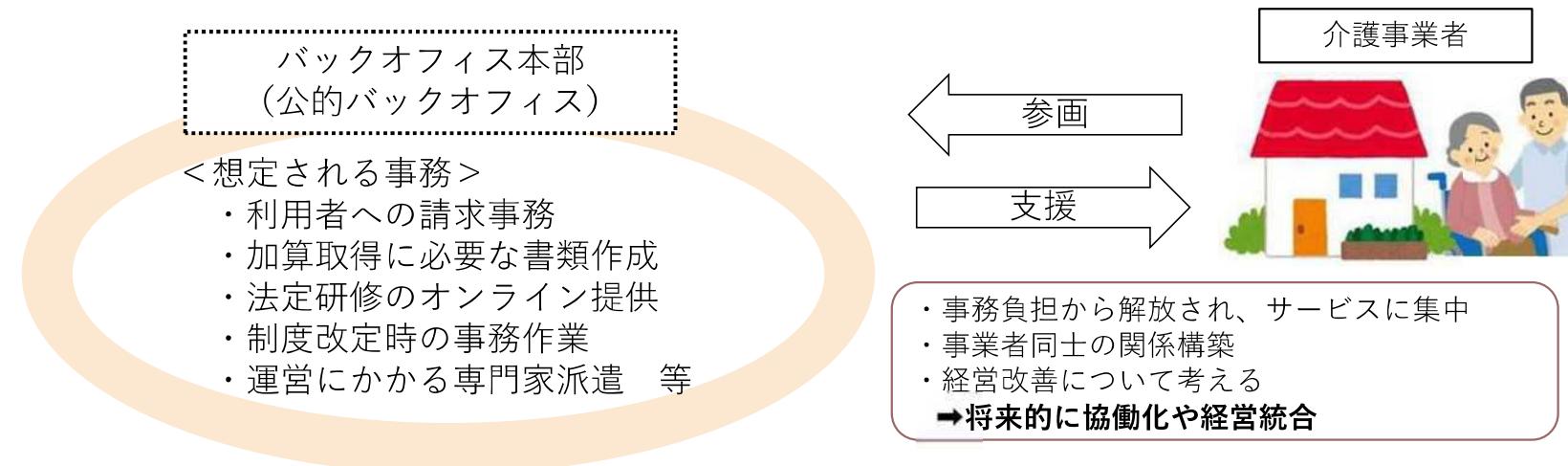
	拡充部分	現行部分
補助基準額	100万円（継続して3年間利用可）	35万円（1事業所1回のみ）
補助率	10/10	10/10
実施規模	100事業所	400事業所
対象経費	(1) コンサルティング経費※必須 (2) 研修受講及び資格取得経費 (3) 代替職員経費 ※(1)は必須、(2)・(3)は任意	(1) コンサルティング経費 (2) 研修受講及び資格取得経費 (3) 代替職員経費 ※(1)から(3)のうち任意のメニューを実施
コンサルの内容	人事給与制度導入・改善のため、長期間に渡り伴走支援を実施 ※人事給与制度の導入・改善に係るコンサルを入れることが必須。	研修体系や業務マニュアルの見直し等
拡充の背景	「1年目：制度の導入／2年目：運用（入れたことによって発生した課題）／3年目：見直し」を想定。制度導入後の定着までを支援する。	

## TOKYO介護Bizサポート事業

### ③【新規】小規模事業者向け公的バックオフィス事業

○小規模な介護事業者が、共同で実施することでスケールメリットが出せる業務について、集約できるバックオフィスを東京都で設置、参加したい事業者を募集

- ・利用者への請求事務などの集約、加算取得に当たって必要な書類の作成支援
- ・その他、法定研修のオンライン提供、介護保険制度改定に伴う事務作業の支援、計画（BCP、感染症など）の作成支援など、まとめることが効率的なものを提供
- ・法務（リーガルチェック等）や申請手続書類代行、経営上の専門相談等、弁護士や税理士等の相談を仲介



#### 【内容】

委託料：介護事業者の事務について共同化できるものを抽出・分析し、令和8年度末から段階的に運用開始

【対象】 都内で介護保険サービス事業所を運営する法人

【予算額】 144,722千円

# TOKYO介護Bizサポート事業

## ④【新規】介護事業所における書類管理負担削減に係る調査研究事業

資料 10-3①  
別紙 4

### 現状と課題

○都はこれまで、デジタル機器（ICT機器）の導入や人材育成等、生産性の向上に向けて取り組む介護事業所を「介護現場改革促進事業」等により支援してきた。この結果、**一気通貫となる介護ソフトの導入率は、約5割（令和6年度）**となるなど、**一定の成果を挙げてきたが、介護事業所からはなお書類管理に関する負担の声が根強い。**

○介護保険法に基づき事業所に具備すべき書類は、全て電子保存が可能であり、また、紙を使用せず電子上で交付することも可能。しかしながら、**電子保存の要件（タイプスタンプ、改ざん防止措置、システム認証など）**が厳しく、特に小規模な事業所では対応が困難。

○また、**保険者による監査時などに、紙による資料提示を求められたり、利用者・家族との契約、説明は、紙での署名・押印の方が簡便であったりといった理由から、紙保管のニーズは一定存在。**

今後、都内介護事業所全体の書類管理負担を軽減するためには、介護事業所が紙ベースで書類を保管せざるをえない実態を正確に把握し、**加算の取得等、日々の事務業務負担を可視化**したうえで、**デジタルを前提とした介護サービス事業のBPRが不可欠。**

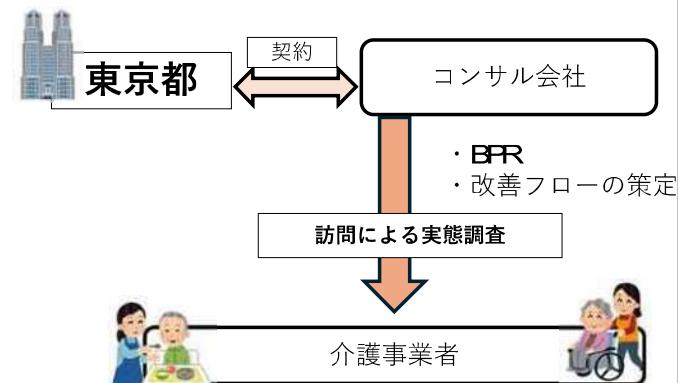
### 事業内容

コンサルティング会社への委託により、**介護サービス運営のBPRを実施し、都内介護事業所における書類管理負担軽減に向けた改善フローを策定**する。

#### 【委託内容】

- ①介護事業所への訪問による書類管理負担の実態把握（30事業所程度）
- ②加算取得、記録、請求等に係る実態把握による課題の可視化
- ③デジタルを前提とした介護サービス事業の運営にあたっての改善フローを策定
- ④都内介護事業所において、改善フローを実施するまでのマニュアルやフローの整備

【R8予算額】 81,846千円

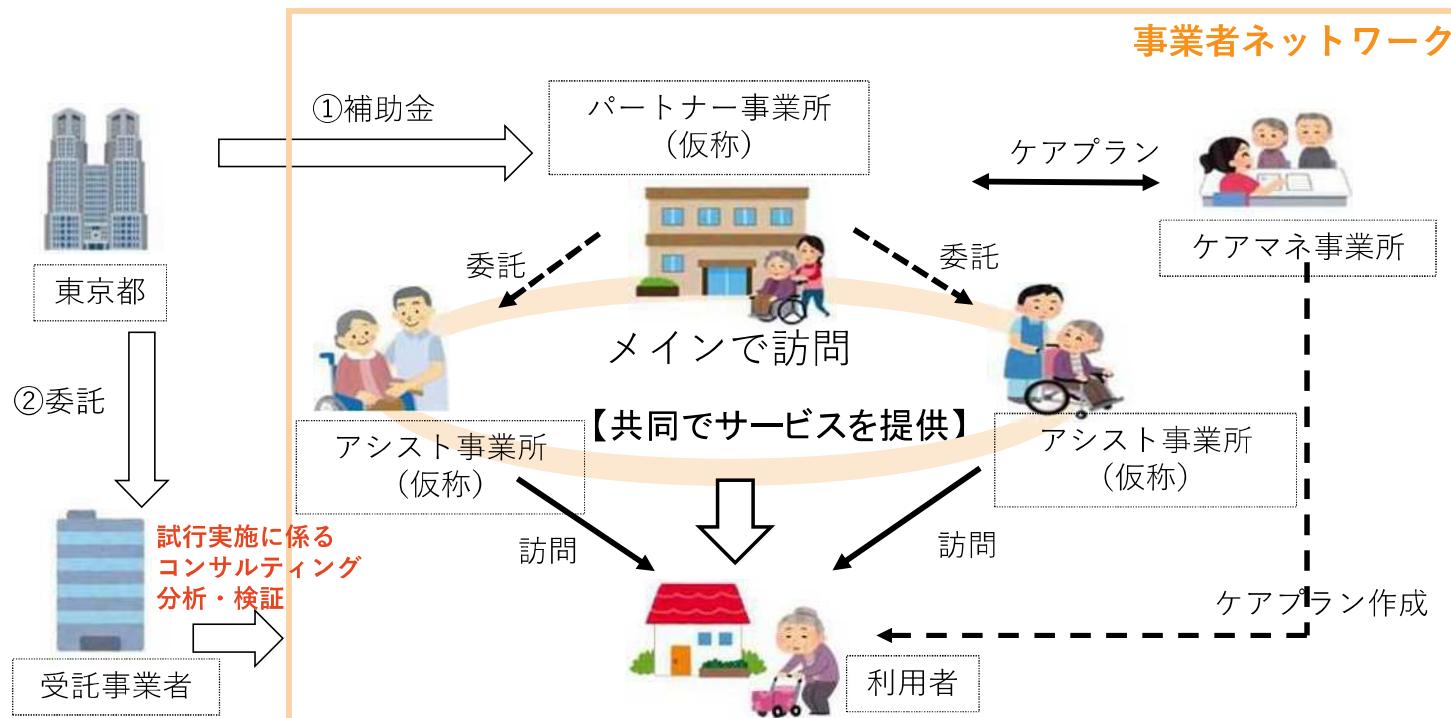


# TOKYO介護Bizサポート事業

## ⑤【新規】パートナー訪問介護（仮称）トライアル事業

資料10-3①  
別紙4

- 一つの訪問介護事業所では利用者のニーズを満たすことが難しくなっていることから、地域の訪問介護事業所が連携して対応する仕組みの実現可能性を検証する。
- 地域の中核的な訪問介護事業所が利用者の「パートナー事業所」となり、中心となって利用者を支えつつ、不足する訪問を地域の小規模事業所（アシスト事業所）に委託する。
- 令和8年度検証事業においては、本事業に参画するパートナー事業所に対し東京都が補助するとともに、**委託にて分析・検証を実施する。**



### 【実施内容】

- 複数事業所の相互委託によるサービス提供を都独自に試行実施する（パートナー訪問介護事業所への補助）。
- 効果検証のため、コンサル事業者等に委託の上、試行実施関係者にアンケートを実施・分析する。

【規模】 3ネットワーク

【予算額】 14,648千円

## 令和8年度介護現場改革促進事業について

資料10-3①  
別紙5

介護ニーズの増加が見込まれる中、質の高い介護サービスを提供できるよう、生産性向上に取り組む介護事業者を支援  
【R8予算額（案）】3,700,972千円

### 介護事業所における生産性向上の取組に向けた課題

機器導入や人材育成のための仕組みづくりといった環境整備に対する費用負担が重いこと

生産性向上に取り組むための組織体制が不十分であること

#### I 職場環境整備

#### 2つの施策

#### II 組織・人材マネジメント

#### 福祉保健財団に生産性向上に関するワンストップ窓口 (介護職場サポートセンターTOKYO) を設置

##### 1 デジタル機器導入促進支援事業

###### ・対象拡充（養護・軽費）

- ・ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン等のハードウェア、Wi-Fi ルーター等Wi-Fi環境を整備するために必要なネットワーク機器等の購入等に係る経費の補助
- ・システムの選定・活用に関するコンサルティング等経費の補助

##### 2 次世代介護機器導入促進支援事業

- ・対象拡充（養護・軽費）
- ・補助上限額の引き上げ

- ・移乗介護、移動支援、見守り・コミュニケーション等の機器の購入、見守り支援機器導入に伴う通信環境整備等に係る経費の補助

##### 3 人材育成促進支援事業

###### ・支援メニューの拡充

- ・人材育成の仕組みづくりに係るコンサル経費（※）、研修受講経費等人材育成に関する経費に対する補助
- ※人事給与制度の改善を行う場合は補助基準額を引き上げ

##### 4 組織・人材マネジメント支援事業

- ・国のガイドラインを活用した生産性向上セミナー
- ・専門家による生産性向上の取組に向けた個別支援
- ・専門家によるデジタル機器・次世代介護機器の導入・効果的な活用に関する個別支援
- ・デジタル機器及び次世代介護機器の導入前後セミナー
- ・次世代介護機器を活用し、生産性向上に取り組む施設（アドバンスト施設）を育成するためのセミナー
- ・アドバンスト施設を活用した見学会、機器展示スペースの設置及び専門家による相談窓口の設置
- ・試用機器の貸出し
- ・人材育成の必要性、仕組みづくり等ノウハウを提供するセミナー等
- ・人材育成の仕組み作りに関する専門家の相談窓口の設置
- ・人材確保、経営、機器開発等に関する相談を受け、関係機関につなぐ窓口の設置

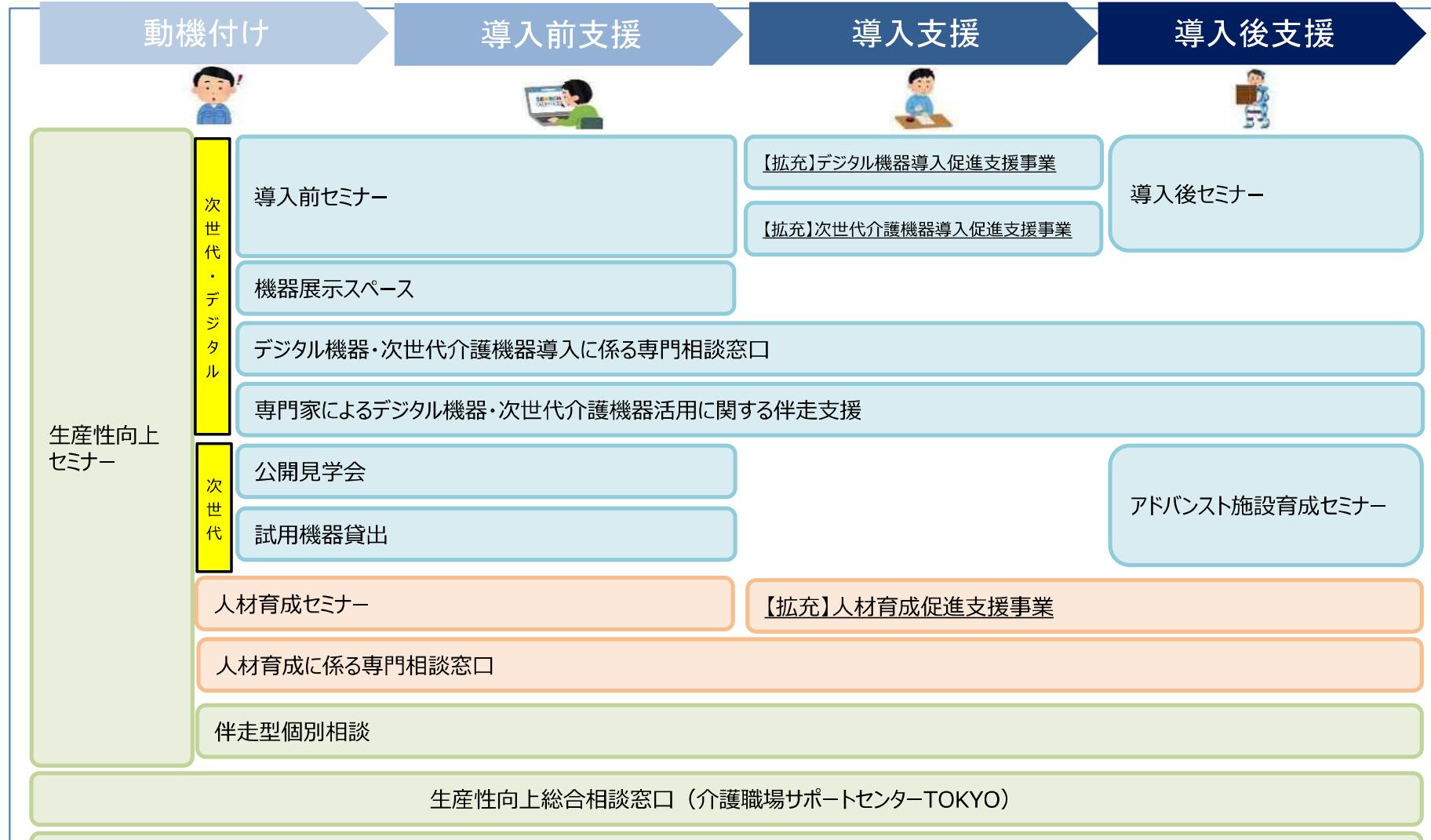
#### 介護現場革新会議

- ・介護現場の生産性向上や人材確保を推進する観点から、介護現場の課題の対応方針や介護生産性向上総合相談センターの運営方針等について協議

都が直接開催

# 令和8年度現場改革促進事業の全体像（支援フェーズ別の整理）

資料10-3①  
別紙5



：デジタル機器・次世代介護機器の導入支援に係る事業

：人材育成の支援に係る事業

：生産性向上全般に関する事業

# 介護DX推進人材育成支援事業

資料10-3①  
別紙6

## 課題

### 介護事業所内にDXに係るリーダー的人材がおらず、継続的に生産性向上の取組を進められない

- ✓ 都においては、介護現場改革促進事業により、コンサル派遣や専門相談窓口の設置、コンサル委託経費に対する補助等を実施しているが、これらを利用して事業所内に専門性を持つ人材がいない場合は、一過性の取組となるリスク

## DX推進人材育成事業の概要

### ★ 生産性向上を推進するリーダー職員の育成を支援し事業所の継続的な生産性向上の取組体制を確保

- 【補助対象経費】  
・リーダー職（DX人材）に対する手当  
・IT資格等の取得やセミナー受講にかかる経費

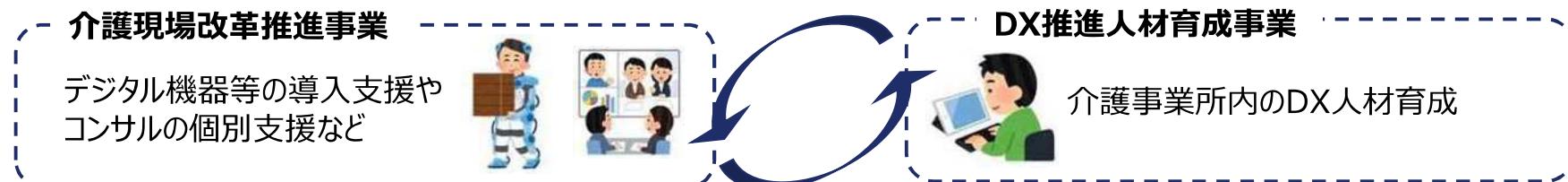
【補助基準額】 **DX人材 1人あたり50万円／年（1法人最大2人まで）**

※対象経費のうち、1/2（年間25万円）以上は手当として支給

【補助率】 10／10      【補助対象期間】 1法人当たり3年間申請可    【R8予算額(案)】 279,940千円

## 期待される効果

- ✓ 介護現場改革促進事業では、介護事業所外部からのアプローチを強化してきたが、DX推進人材育成事業により、事業所内部でのDXへの対応力を向上させ、介護現場改革送信事業の取組をより効果的に事業所内で活かしていくことが期待
- ✓ 介護現場改革促進事業とDX推進人材育成事業の両事業の相乗効果により介護現場のDXの取組を強力に推進



## 現状と課題

- 国は、令和5年度より、ケアマネ・居宅サービス事業所の事務負担軽減を目的として「ケアプランデータ連携システム」の運用開始
- 令和6年度報酬改定で、システム利用を要件にケアプラン取扱い上限件数を緩和するなど事業所における活用を促進
- 都は、システム利用料への補助やケアマネ事務職員の雇用経費補助などの支援を実施しているが、**システムの普及率は7.7%**  
(令和7年1月時点、全国平均6.7%)  
 (課題1) システムに対する**事業所の理解**（操作方法、費用対効果等）が進んでいない  
 (課題2) 有効活用には、**ケアマネ事業所と連携先の居宅サービス事業所の双方での導入**が必要  
 ⇒ **システムの普及を強力に進めるためには、保険者である区市町村が主体となって面的に取組を進めていくことが重要**

## 事業概要

< 地域一体となってケアプランデータ連携システムの導入促進に取り組む区市町村を支援 >

**【補助対象】** 都内区市町村

**【予算額】** 466,600,000円

**【基準額】** 最大3,000万円

**【規模】** 38区市町村

**【補助率】** 10/10

### 【対象経費】

- ・利用料補助経費
- ・導入促進の取組に係る経費など  
(取組例) 管内事業所の実態調査  
システム利用に係る研修  
コンサルによる伴走支援

東京都



区市町村

利用料補助、研修、  
コンサルによる伴走支援など



【ケアマネ】 【通所】 【訪問】

## 期待される効果

- ✓ ケアマネ・居宅サービス事業所の**経費削減**、介護職員の**負担軽減**
- ✓ **ケアマネ事務職員雇用経費補助との相乗効果**によって、取扱いケアプラン数増による**収入増**

# 令和8年度 介護現場におけるカスタマーハラスメント対策強化事業

資料10-3①  
別紙8

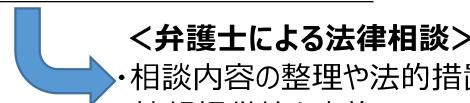
介護現場におけるカスタマーハラスメント対策を推進するため、総合相談窓口の設置や、介護事業者に対するカスタマーハラスメント対策説明会等を実施するとともに、介護職員の安全を確保するため、利用者宅に複数人で訪問する場合の経費の支援や、相談窓口を設置する区市町村への支援を実施

【R8予算額（案）】119,141千円

## 総合相談窓口

### ○ 総合相談窓口の運営

- ・事業所の管理者・職員問わずカスハラに関する相談をワンストップで受付
- ・カスタマーハラスメント対策に詳しい相談員が対応
- ・必要に応じて、各種メニューの案内、区市町村や国等の窓口の紹介を実施
- ・また、法的な対応が必要であると判断される場合は、弁護士による法律相談を案内



- ・相談内容の整理や法的措置の流れに関する情報提供等を実施
- ・相談方法：メール・オンライン面談等

### 【相談窓口について】

- ・窓口名称：東京都介護・障害福祉サービス等職員カスタマー・ハラスメント総合相談窓口  
※障害福祉サービスの職員向け窓口と一体的に運営
- ・受付時間：月曜日から金曜日 午前9時から午後5時30分まで  
※祝日及び12月29日から1月3日までは除く。
- ・対象者：都内介護施設等に勤務する職員・管理者
- ・相談内容：利用者やその家族等からの暴力行為や迷惑行為、利用者やその家族等からの言葉による暴力 等
- ・相談方法：電話またはEメール（匿名可・無料）  
※相談受付は令和8年4月中旬から開始予定

## 普及啓発・周知

### ○ 普及啓発・窓口周知の実施

- ・事業者や職員に向けた窓口周知チラシの作成・配布
- ・事業者や利用者に向けた、普及啓発・周知用のリーフレットの作成・配布

### ○ カスハラ対策セミナー（旧ハラスメント対策説明会）

- ・介護事業所の管理者等に対し、利用者・家族からのカスハラ対策に関するセミナーを実施

## 区市町村体制強化支援

### ○ 区市町村相談窓口設置支援

- ・区市町村がカスハラ相談窓口を設置する際の経費等を補助

### ○ 区市町村カスハラ対策連絡会

- ・カスハラ対策についての講演、区市町村における好事例の共有 等

## 訪問系事業所への財政支援

### ○ ヘルパー補助者同行支援

- ・介護事業所がヘルパー補助者に支払う謝金に対する補助金  
【補助上限額】1時間あたり1,700円 【補助率】3／4

### ○ 防犯機器等導入支援

- ・セキュリティ確保に必要な防犯機器の初期費用に対する補助金  
【補助上限額】1事業所あたり10万円 【補助率】1／2

# 令和8年度 外国人介護従事者活躍支援事業（かいごパスポートTokyo）について

資料10-3①  
別紙9

## 概要

- 日本や介護に関心のある外国人に対し、海外にいる段階から積極的にアプローチし、東京の介護現場で働く魅力を発信するとともに、専用サイトの構築等により外国人と介護事業所のマッチングを促進
- 外国人介護従事者の受け入れに伴う介護事業所の負担を軽減するため、介護事業所に対する財政的支援
- 介護事業所が外国人採用のイメージを獲得できるよう、外国人留学生の職場体験を実施

## 実施内容

### （1）海外に向けた魅力発信・マッチング促進（R8対象：インドネシア）

【令和8年度予算額（案）】  
371,284千円

- ✓ 海外の就職イベントに出展し、東京の魅力、介護の仕事の魅力をPR
- ✓ 東京への送出しについて、現地の送り出し機関や看護学校に対して直接働きかけ
- ✓ 情報提供・マッチング支援サイト「KaiTo」の運営
- ✓ 都内介護事業所に対し、「KaiTo」への求人情報掲載を勧奨

⇒ R6・R7はインドネシアを主なターゲットとして実施。

インドネシアは、人口約2億8千万人、平均年齢約29歳、20代の失業率20%弱という状況で、労働力の送り出しを国策として推進。大らかで明るい国民性であり、介護の仕事に親和性が高い。

⇒ 令和8年度も引き続きインドネシアを対象国とし、さらなる事業周知、人材の掘り起こしを実施していく。

### （2）関係団体との連携体制構築（関係団体：東社協・老健協会・介護福祉士会・養成施設協会・日本語教育協議会）

- ✓ 都と関係団体による会議体において、海外への広報方法等について関係団体より助言
- ✓ 海外での就職イベント等出展に向けた協働

### （3）外国人を受け入れる介護事業所に対する財政支援

- ✓ 介護事業所が登録支援機関等に支払う人材紹介料の一部を補助

### （4）介護事業所による外国人人材の受け入れ体験

- ✓ 外国人人材に対する不安を軽減し採用のイメージを獲得するため、外国人人材を受け入れたことのない介護事業所に対し、日本語学校等に通い就職を希望する外国人留学生の職場体験を実施

## 令和8年度 介護支援専門員法定研修受講料補助事業

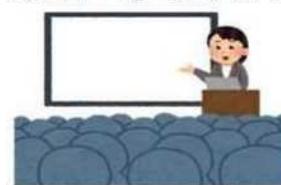
### 事業内容

介護支援専門員の資格取得時等の負担を軽減するため、都道府県が実施する法定研修受講料の本人負担額の一部を補助。

- ▶ 対象経費  
都道府県が実施する介護支援専門員の資格取得又は更新時に受講が義務付けられた法定研修の受講料
- ▶ 補助率等  
受講者本人が負担した法定研修受講料のうち一定額（都の受講料単価の3／4相当を上限）

### 交付要件等

- ▶ 対象及び申請者  
都内事業所等において介護支援専門員資格を活用する業務に従事する者※  
**令和8年度より、所属事業所等からの申請に替え、受講者本人から直接申請を受け補助を行う。**  
※研修修了後に介護支援専門員資格を取得し、業務に従事する見込みの者を含む。
- ▶ 対象事業所等  
居宅介護支援事業所、介護保険施設、地域包括支援センター等の介護支援専門員必置事業所等  
※区市町村直営は補助対象外



## 【R8拡充】居宅介護支援事業所経営改善等支援事業

### 事業目的

居宅介護支援事業所に対し、**事務職員の雇用経費に加え、経営改善に係る取組や利用者確保のための広報活動に係る経費を補助**し、業務効率化や経営改善を支援。

→将来的な介護サービス需要の拡大に対応するとともに、介護報酬を増やすことで**ケアマネの待遇改善**を図る。

### 事業内容

#### ■補助対象 都内居宅介護支援事業所

##### 1 事務職員の雇用に対する支援

【事業内容】各事業所1名の事務職員を雇用するための経費を支援

【補助基準額】1事業所当たり 270万円 【補助率】3／4

【対象規模】360事業所

R8新規

【事業内容】専門家（コンサル等）を利用し、経営改善に向けた必要な取組（加算の新規取得、職員の待遇改善、事業所の大規模化や協働化、小規模事業所における事業継続に向けた代替措置の整備等）を実施した場合の専門家派遣経費を補助

【補助基準額】1事業所当たり 40万円 【補助率】10／10

【対象規模】360事業所

R8新規

【事業内容】利用者確保のために広報活動を行った場合の経費を補助

【補助基準額】1事業所当たり 30万円 【補助率】10／10

【対象規模】1,080事業所

# 【拡充】令和8年度 介護支援専門員再就業等支援事業 R8予算案：178百万円

## 事業目的

介護支援専門員有資格者の再就業等や、中山間・離島等地域に所在の介護事業所等における採用活動の支援により、都内の現任介護支援専門員の確保につなげる。

## 事業内容

### 1 補助等の対象

取組内容(1)～(3) 都の介護支援専門員名簿に登録され都内で勤務する現任ではない有資格者（＝潜在ケアマネ）

取組内容(4) 介護支援専門員（潜在ケアマネを含む）の採用活動を実施する都の中山間・離島等地域に所在の介護事業所又は施設

### 2 取組内容

(1) 都の**補助事業や研修案内等の情報提供**を実施

(2) 再就業や転職を希望する有資格者向けに**就労相談等窓口を設置**する。

(3) 再就業や転職後に一定期間従事した者に対し**再就業等・定着奨励金を給付**

ア **介護支援専門員再就業・定着奨励金：10万円（6ヶ月就業後・1人各1回限り）**

※ケアマネ職を離職後3か月以上（失業保険給付期間中は対象外）経過後に都内のケアマネ職に復帰し、6か月以上従事した者

イ **介護支援専門員新規就業・定着奨励金：10万円（同上）**

※介護業界以外からの転職を希望（ケアマネ職未経験）し、都内で新たにケアマネ職に就職後6か月以上従事した者。

ただし、ケアマネ支援員証の新規交付者（＝ケアマネ名簿の新規登録者）を除く。

**新** (4) 中山間・離島等地域に所在する介護事業所等が、介護支援専門員（潜在ケアマネを含む）の採用活動を実施するに当たり**地理的条件等により発生するかかり増し経費を支援**

**【補助基準額】30万円（1事業所又は施設1回限り） 【補助率】10／10 【規模】3事業所**

【対象経費】都市部等で実施される就職フェアなどに出展する場合の旅費、インターンや職場体験参加者受け入れ時の宿泊費等

# 【拡充】令和8年度 介護支援専門員再就業等支援事業

## 新 (5) 介護と仕事の両立支援等に向けた初期集中支援制度整備事業（仮称）

### 経緯・事業目的

都内の介護離職者は年間約8,500人で推移しており、その半数が「介護開始半年以内」に離職している実態があることから、**初期段階での集中的な支援が急務**となっている。

こうした現状を踏まえ、介護支援専門員を中小企業に派遣して**従業員向け研修等を実施**するほか、**介護に直面する従業員に向け、企業内相談窓口の設置や初期集中支援制度の整備等に取り組む中小企業に奨励金を支給**するなど、介護と仕事の両立を支援し、介護離職の防止を図る。

### 事業内容

都が派遣する**ケアマネジャーを活用**して、新たに介護と仕事の両立を図るため、以下(1)から(3)に掲げる取組を実施する企業に対し、**奨励金**を支給。

**【対象】**常時雇用する労働者数が300人以下の**都内中小企業** **【規模】**100社

**【基準額】**最大100万円 ※以下2(1)～(3)合計

(1)相談窓口の整備	(2)初期集中支援制度の整備	(3)業界内への取組のPR
✓ 派遣するケアマネジャーを活用し、介護保険サービスの活用や介護と仕事の両立に関する <b>相談窓口を整備</b> (奨励金：30万円)	✓ 介護に直面した従業員に介護を支援するクーポンを支給する仕組みを創設するなど、 <b>介護者向けの初期集中支援制度を整備</b> (奨励金：50万円)	✓ 企業のHPや業界紙等への掲載、業界団体の会合等での発表等、 <b>(1)(2)の取組実施の成果について他企業への普及啓発を実施</b> (奨励金：20万円)

※(2)の初期集中支援制度を適用した従業員数が2名に達した場合には、2年目以降も申請可

## 福祉人材対策の主な取組(生活福祉部関連)

資料10-3②

分類	事業名	対象	事業概要	R7当初予算額(千円)	R8予算額(千円)
確保	無料職業紹介事業	求職者・求人事業者	社会福祉法第94条に基づき、福祉分野の就職相談、求人求職紹介・あっ旗を実施（東京都福祉人材センター（飯田橋）及び多摩支所（立川）の2か所で実施）	116,023	117,848
	福祉の仕事就職フォーラム	求職者	都内で福祉施設・事業所を運営する法人が出演する大規模合同就職説明会を開催	46,851	46,851
	地域密着面接会	求職者	区市町村社協やハローワーク等と共に、身近な地域で福祉の仕事をしたい人を対象に、各地域の事業所による相談面接会を実施	12,167	12,167
	マッチング強化事業	求職者	①ハローワーク、社協、学校等に人材センター職員が赴き出張相談を実施 ②民間事業者主催の就職・転職イベント等に出演（R7から）など	50,291	50,324
	ふくしチャレンジ職場体験事業	求職者・福祉事業所	職場体験からマッチング、就業、定着まで一貫して支援することにより、求職者と求人事業所双方のニーズに応え、未経験者等の福祉分野への入職・定着を促進する。	210,470	260,469
	介護福祉士等修学資金貸付制度	養成施設 在学生	介護福祉士養成施設、社会福祉士養成施設、実務者研修施設又は福祉系高校に在学する者に対して修学資金等を貸し付ける。	9,476	10,968
	介護・障害福祉分野就職支援金貸付事業	求職者	他業種で働いていた者等で、介護職員初任者研修等を修了し、福祉業界に就職する者に対して就職支援金を貸し付ける。	-	-
	TOKYO働きやすい福祉の職場宣言事業	求職者・福祉事業所	人材育成、キャリアパス、負担軽減等、働きやすさの指標となる項目を明示した「働きやすい福祉の職場ガイドライン」を踏まえた職場づくりに取り組むことを宣言する事業所の情報を公表することで、働きやすい事業所の「見える化」を促進し、福祉人材の確保を推進するとともに、福祉業界全体の職場環境の向上を図る。	108,141	107,575
再就職支援	離職介護人材再就職準備金貸付制度	求職者（経験者）	離職した介護人材が介護職員として再就職する際に必要な資金（上限40万円）を貸付け、継続して2年間介護業務に従事すると返還免除	-	-
	潜在有資格者就労促進事業	求職者（有資格者）	潜在有資格者の復職に向けた相談に応じるほか必要な支援を行うことにより、福祉の人材確保を行う。	189,162	106,581
	キャリアカウンセリング	求職者（経験者）	就職を希望する介護福祉士等の有資格者を対象に、就職支援アドバイザーが、キャリアカウンセリングや就職支援セミナーを実施	26,789	26,819
普及啓発	福祉の仕事イメージアップキャンペーン	一般都民	福祉人材の確保を図るために、若年層はもとより、幅広い世代に福祉の仕事の魅力・やりがい等を発信する普及啓発キャンペーン等を実施	42,736	95,586
	マーケティングツールを活用した情報発信	福祉職場に興味のある方	都の進める福祉人材確保施策に係る情報発信を強化し、新たな福祉人材の掘り起しを進めるため、効率的かつ効果的な広報施策の展開を実施するためのマーケティングツールを活用した情報発信を実施	34,804	34,804
	東京都福祉人材情報バンクシステム ふくむすび	福祉職場に興味のある方・求職者・有資格者	福祉職場に興味を持つ方や現在福祉現場で活躍する方に以下のコンテンツを発信する情報ポータルサイト（LINE公式アカウントによる情報発信を含む）	56,737	70,274
定着	人材定着・離職防止相談支援事業	従事者等	社会福祉事業従事者を対象に、職場や仕事等に関する相談を受け付ける横断的な相談窓口を設置	22,110	22,484
育成	登録講師派遣事業	小・中規模の事業所	小中規模の福祉・介護事業所の従事者の資質向上を図るために、介護福祉士養成学校等の講師を派遣して、出前研修を実施	38,440	38,489
	研修実施サポート事業	小・中規模の事業所	事業所からの研修に関する相談に対し、研修アドバイザーによる支援を実施	4,033	4,049
	スキルアップ・定着支援推進研修等事業（包括補助事業）	区市町村	福祉人材の資質向上及び確保・定着を図るため、地域の実情に応じた研修や人材確保の取組を実施する区市町村を支援	-	-

## 【新規】 TOKYO福祉キャスト育成事業

### 事業目的

- 福祉の仕事の専門性・プロフェッショナリズムは、その性質上、言葉にするのが難しく、社会に伝わりづらい。  
そのような姿を社会に伝えていくためには、現場で働く福祉職自身が、自らの言葉により効果的に発信していくことが不可欠
- 現場の福祉職員の発信力向上を通じ、社会に広くその専門性・プロフェッショナリズムを発信していくとともに、自主的かつ継続的な取組（発信）に繋げ、福祉業界全体の発信力向上に貢献し、将来にわたって福祉職の社会的評価の向上に取り組む

現場の福祉職員を育成し、伝わりにくい専門性やプロフェッショナリズムを、自らの言葉で語り“見える化”して、社会に届ける活動を支援  
**“キャスト(cast)” … 福祉職員一人ひとりが専門性や価値を社会に“魅せる”役割**

### 事業概要

福祉現場の職員を「TOKYO福祉キャスト」として育成・任命 ※計30名（高齢・障害・児童の各分野10名）予定  
→ 仕事の専門性・プロフェッショナリズムを継続的に発信してもらうことで、福祉の仕事の社会的評価を向上

#### 育成

- ・ 発信スキル研修（情報発信についての座学 + 他の受講生とのグループワーク）  
→ 情報発信スキルやマインドセットを学ぶとともに、仕事の専門性や価値を言語化・可視化



#### 日常の活動 (SNSでの発信)

- ・ キャストによるSNSでの継続的な発信  
→ 一定数以上の投稿をした場合に東京ポイントを付与し、活動のモチベーションを向上



#### イベント等での発信

- ・ 「TOKYO福祉キャスト・サミット」（活動報告セッション、表彰、著名人とのトークセッション等）  
→ キャストが連携して協働発信（交流・学び・称賛の場）
- ・ 都事業への協力  
→ 都が主催するイベントへの出演や、学校訪問型セミナーの講師派遣等に協力



# 【新規】福祉キャリア教育プログラムの実施

R8予算額：15百万円

## 背景

- ✓ 福祉の仕事を選んだ理由として「職場体験・ボランティア体験」の割合が高く、入職前の職場体験等が将来の職業選択に大きな影響を及ぼすことから、若いうちに福祉の仕事に触れることが重要
- ✓ 一方、小中学生が福祉の仕事に触れる機会は減少しており、デジタル世代の子供が福祉の仕事に興味を持つ仕掛けが重要
  - ➡ 次世代の福祉人材の確保に向けて、デジタル技術等を活用し、若い世代が福祉の仕事に興味を持つ機会の提供が必要

## 事業概要

### デジタル技術等を活用した「福祉キャリア教育プログラム※」を都内小中学生に展開

※R7年度に産業労働局事業  を活用し、スタートアップ企業（株）Blueberryと協働で制作したプログラムを充実

#### 授業時間内プログラム

学校の希望や実情に合ったものを選択でき、  
オーダーメイドで授業の組み立てが可能

##### ● VR職場体験

子供たちの関心を惹くことのできる特徴的な福祉施設※をVRで体験  
※最新の介護機器を導入する施設や障害者の自主製品づくりを行う事業所



##### ● GIGAプログラム（オンデマンド動画）

福祉現場で働く若手職員による仕事内容ややりがい等の講義  
ワークシートによる事後学習 ※介護福祉士など15職種以上

##### ● ふれあいイベント（オンライン交流プログラム）

学校の教室と福祉現場の講師をオンラインで接続  
講師による講話や児童・生徒からのインタビュー等を実施



##### ● プレゼンコンテスト

GIGAプログラムの動画を視聴し、関心を持った職業に関するプレゼンテーションを作成・実施

#### 授業時間外プログラム

##### ● 理想の福祉施設アイデアソン（小学校高学年～中学生向け）

福祉の仕事や福祉施設について学び、理想の福祉施設をプレゼンテーションするイベント

##### ● 保護者向けセミナー

子供たちがホスピタリティを養いながらキャリア形成を行うための視点を学ぶセミナーを通じ、保護者の福祉業界に対する理解を促進

#### 普及啓発・広報

##### ● 子供向けWebサイト

小中学生が福祉の仕事について楽しく知ることのできるサイトを制作・運営



##### ● SNS（Instagram）による発信

教員向けに授業時間内プログラムの様子を発信

# 高齢者の住まいの確保について

資料10-4

## サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

令和8年度予算 875百万円（住宅政策本部所管分）

### 【取組概要等】

- サービス付き高齢者向け住宅の登録・閲覧制度については、バリアフリーなどのハード面と高齢者生活支援サービスに係るソフト面において、事業者が登録基準を満たす住宅を整備するよう、福祉施策と連携し、事業者向け説明会の開催やパンフレット配布などの普及啓発により、事業者の登録を促進【住宅政策本部】
- サービス付き高齢者向け住宅の整備を行う事業者に対し、整備費の一部を補助することにより、地域密着型サービス事業所との連携や一般住宅との併設など、多様なサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進する。また、整備費や家賃等を補助する区市町村への財政支援により、高齢者が適切な費用負担で入居できる、緊急時対応や安否確認等のサービスも兼ね備えた住宅の供給を促進【住宅政策本部】
- 地域の介護・医療事業者と適切に連携するサービス付き高齢者向け住宅に対し、併設する介護・医療サービス事業所等の施設整備費の一部を補助することにより、地域の介護・医療の拠点としても機能する住まいの供給を促進【福祉局】

※東京都住宅マスタープラン（2022（令和4）年3月改定）

#### 政策指標

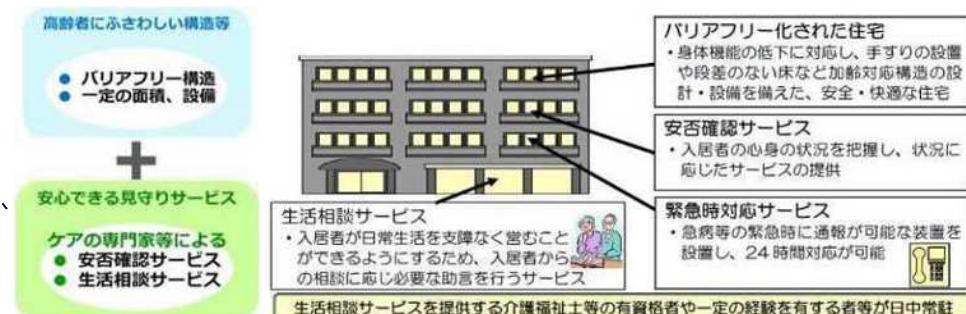
サービス付き高齢者向け住宅等を2030年度末までに33,000戸整備  
⇒ 令和6年度末までの供給実績 24,568戸

### 【令和8年度の主な施策】

- ◆ 引き続き、「東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業」を活用し、国の整備事業に対し、都も上乗せ補助を実施することなどにより、サービス付き高齢者向け住宅の整備を促進

#### 【参考】

#### サービス付き高齢者向け住宅



## 住宅セーフティネット制度

令和8年度予算 423百万円

### 【取組概要等】

- 住宅セーフティネット法の改正（平成29年4月）を受け、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅（都の愛称：東京ささエール住宅）の登録制度や、賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援を行う「居住支援法人」の指定を開始（令和6年度末現在 52法人）
- 令和7年10月の改正住宅セーフティネット法の施行を受け、居住サポート住宅の認定制度を開始（都は町村部に所在する住宅を認定）
- 住宅確保要配慮者専用住宅の貸主等へ改修費や家賃低廉化等に係る補助を行う区市町村に対し財政支援を実施。加えて、要配慮者の入居に伴う貸主等の不安軽減や登録意欲の向上を図るために、都独自の取組として、専用住宅への登録等を要件とした報奨金制度を実施するなど、登録促進を強化

#### 《東京都居住支援協議会》

- 広域自治体として、全国の居住支援協議会の取組事例等の情報提供や活動に対する財政支援等により、区市町村協議会の設立を促進するとともに、活動費用の補助や、協議会で行う入居可能な賃貸住宅の情報提供やマッチングなどの活動を支援（令和6年度末時点35区市で設立）
- 先進事例等を紹介するセミナーの開催（区市町村向け、不動産関係団体及び居住支援団体向け）や、パンフレットを作成・配布することによる普及啓発活動を実施

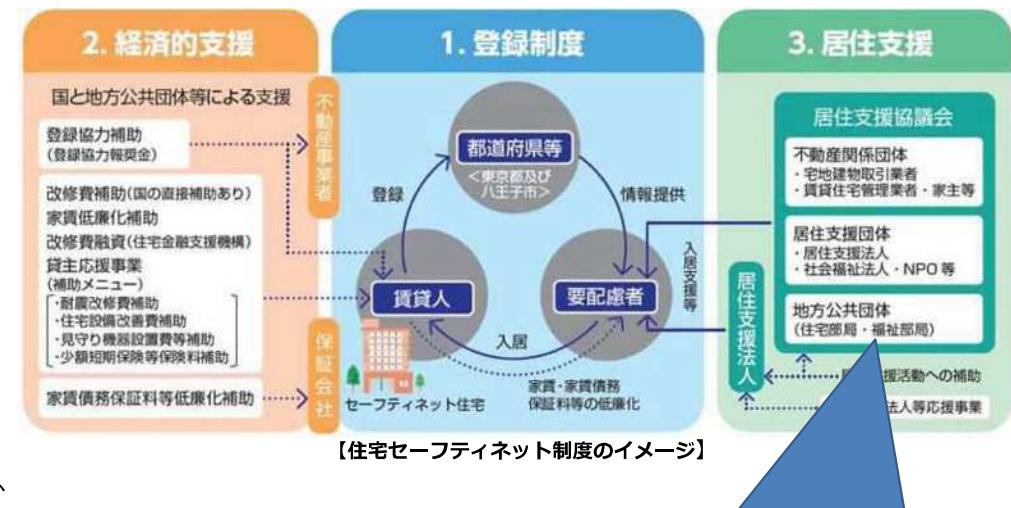
#### ※『東京都住宅マスターplan』（2022(令和4)年3月改定）の政策指標

専用住宅の登録戸数…2030年度末 3,500戸（令和6年度末 1,053戸）

居住支援協議会を設立した区市町村の人口カバー率…2030年度末 95%（令和6年度末 88.6%）

### 【令和8年度の主な施策】

- ◆ 専用住宅の供給促進に向けて、耐震改修工事や住宅設備改修工事、見守り機器設置等に対する補助メニューを揃え、専用住宅に登録する貸主等を支援
- ◆ 専用住宅の登録促進と入居者の居住支援の充実を図るために、サブリース物件を新たに専用住宅として登録・運営する居住支援法人等を支援
- ◆ 地域における連携強化や課題解決に向けた検討等に資するワーキングを令和7年度に引き続き開催



# 単身高齢者等の総合相談支援事業（概要）

資料10-5 別紙1

## 目的

単身高齢者等が、元気なうちから将来の準備ができるよう、終活支援の総合相談窓口の設置や終活意識の醸成に係る普及啓発のほか、緊急入院時の手続きへの支援等が行えるよう、区市町村に対して補助

## 令和7年度からの変更点

- ◎事業実施前に、単身高齢者等への効果的な相談支援事業の検討に要する専門家による助言等の活用を支援
- ◎区市町村が終活の取組をさらに促進し波及できるよう、包括補助から個別事業化し、補助額・補助率を拡充
- ◎安心して入院生活・退院後の地域生活を送れるよう、新たに入院中サポート事業を追加

## 事業内容

- 実施主体：区市町村（外部団体への委託・補助も可）
- 予算額：約2億3,600万円（令和7年度は包括補助の内数）
- 補助率：**3／4** ※令和8年度から5年时限(2050東京戦略に掲げる令和12年度までの計画期間において適用)（令和7年度は1／2）
- 補助基準額：必須 1,000万円  
任意 ア・イ 各500万円、ウ・エ 各1,000万円 ] **必須・任意合計で基準額 4,000万円**  
(令和7年度は必須+任意で最大 2,000万円)

## 対象事業

### 必須事業：相談窓口の設置運営

#### 一般相談

任意後見・関係機関などの案内、  
情報提供

#### 専門相談

弁護士、司法書士などの専門職  
による相談  
※専門相談を実施することも要件



### 任意事業：区市町村による任意の取組

#### ア 終活意識の醸成普及啓発・広報

・終活に関する講演会やセミナー（デジタル遺品を含む）、出張講座 等

#### イ 終活情報の登録事業

・警察や消防、医療機関、福祉事務所及び事前登録者からの照会に対し、  
あらかじめ登録した情報を開示

#### ウ 入院中サポート事業 <新規>

・入院費用や家賃等の支払手続き代行（委任状）、必需品の買物代行 等

#### エ① その他、地域の実情に応じた取組

例：公正証書遺言の作成支援、任意後見に係る手続き支援、死後事務の支援 等

#### エ② その他、相談支援体制整備に係る検討・準備 <新規> ※必須事業を要件としない

・相談支援体制の整備に向けて、地域の実情や単身高齢者支援における課題を  
踏まえた制度設計を行えるよう、専門家による助言対応等を活用し検討・準備

## 【新規】介護・障害福祉サービス等事業所における育業・介護休業等両立支援事業

資料10-5  
別紙2

R 8 予算額：201百万円

(うち高齢者施策推進部分：137百万円)

### 事業概要

介護・障害福祉事業所等の職員が、育業や介護休業、育児等短時間勤務を取得した際、休業等職員の業務を代替する職員の雇用や、周囲の職員に業務代替手当を支給するなど、安心して就業できる環境づくりに要する経費を補助

※ 両立支援等助成金（国事業）に上乗せ

#### 対象施設

✓ 介護・障害福祉サービス等事業所（中小法人に限る）

#### 対象者

✓ 直接利用者の支援にあたる職員等

#### 対象経費等

✓ 代替職員の雇用または業務代替手当の支給

- 代替確保期間に応じて補助基準額を設定
- 補助基準額から国支給額を差し引いた額を支給
- 国事業の申請に向けた伴走支援も併せて実施

✓ 代替職員の雇用にかかった求人広告費（加算①）

✓ 働きやすい職場環境づくりに要する経費（加算②※）

- 本補助金申請等に係る社労士への相談経費
- 社員向け研修
- 相談窓口の設置

※「TOKYO働きやすい福祉の職場宣言」を行うことが条件

#### 補助基準額

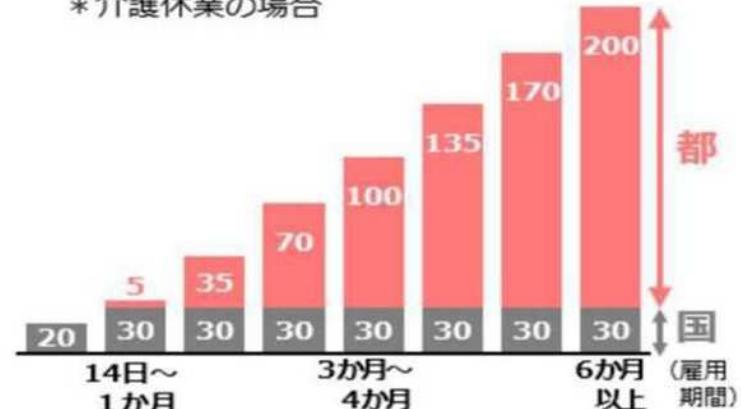
※実費と比較して低い方を補助

代替確保期間	休業	短時間	加算
7日以上 14日未満	20万円	6万円	加算①② いずれも 10万円
14日以上 1か月未満	35万円	10.5万円	
1か月以上 2か月未満	65万円	19.5万円	
2か月以上 3か月未満	100万円	30万円	
:	:	:	
6か月以上	230万円	69万円	



#### ■ 代替職員の雇用期間別の支給額（万円）

\*介護休業の場合



# 令和8年度 在宅療養推進に向けた都の取組

資料10-6①

【】：令和8年度 予算額

## 地域における在宅療養体制の確保

### 【区市町村等への支援】

#### ■区市町村在宅療養推進事業<拡充>【557,263千円】<補助率:10/10>※4年目以降:1/2

地域における在宅療養体制の構築を図るため、区市町村が実施する以下の取組を支援

##### ○在宅医療と介護の提供体制の充実に向けた先駆的な取組への支援

『例』病院救急車等を活用した搬送体制の確保、看取りに関する講演会やDVDによる普及啓発 等

##### ○切れ目のない在宅医療提供体制の構築や医療・介護関係者等への情報共有に対する支援

『例』・24時間の診療体制の確保、後方支援病床の確保、ICTを活用した情報共有・多職種連携

##### ○小児等在宅医療推進事業

『例』家族が行っているケアを代行する看護師等の派遣、仕事とケアの両立に向けた取組 等

#### ○24時間診療体制推進事業<新規>

『例』地域のかかりつけ医が連携した24時間診療体制の確保、看護師等による夜間連携窓口の設置 等

#### ○在宅医療DX推進事業<新規>

『例』ウェアラブルデバイス等を活用した継続的な健康観察、オンライン診療に関する仕組みの構築 等

#### ■在宅療養環境整備支援事業 (保健医療政策区市町村包括補助 (選択:提案型)) <補助率:1/2>

在宅医療・介護連携推進事業の事業内容アヘウのP D C Aサイクルに沿った取組に関して、地域支援事業交付金対象経費であるが、交付金を活用せず事業を実施する区市町村への支援

#### ■在宅人工呼吸器使用者療養支援事業

(保健医療政策区市町村包括補助 (選択:政策誘導型)) <補助率:1/2>

自家発電装置等について、人口25,000人当たり各補助対象品目1台を給付基準とし、それらを整備するために必要な費用について補助

#### ■在宅療養普及事業(在宅療養体制づくり支援事業) <新規>【56,001千円(内数)】

各区市町村における在宅療養推進の取組の底上げを図るため、在宅療養に関するダッシュボードを作成するとともに、研修会を開催

#### ■災害時在家医療提供体制強化事業【28,353千円】

訪問診療を行う医療機関における災害対応力を強化するとともに、地域B C P策定等在家医療における災害対応体制の構築に取り組む区市町村を支援

## 【医療機関への支援】

#### ■在宅療養体制支援医療機関緊急整備事業<新規>【124,000千円】<補助率:10/10>

在家医療を担う人材の確保・育成など、在宅療養において積極的役割を担う医療機関が実施する取組への補助を行うことにより、地域の在宅療養体制の構築を促進

## 【東京都医師会・地区医師会との連携】

#### ■在宅療養研修事業【11,209千円】

○多職種連携連絡会の運営 ○在宅療養推進研修(「在宅療養地域リーダー」の養成)  
○病院内での理解促進研修 ○病診連携研修(相互研修) ○シンポジウムの開催

## 東京都在宅療養推進会議等の開催

#### ■東京都在宅療養推進会議等の開催

○多職種連携ポータルサイト検討部会、ACP推進部会、退院支援マニュアル改訂部会等の開催  
○地区医師会・区市町村在宅療養担当者連絡会の開催 等

#### ■広域連携支援・東京都地域医療構想調整会議、在宅療養ワーキンググループの開催

## デジタル技術を活用した情報共有の充実

#### ■東京都多職種連携ポータルサイトの運営【15,209千円】

デジタル技術を活用した情報共有のための共通ポータルサイトを運営し、地域の医療・介護関係者や医療機関間の広域的な連携(情報共有)を促進し、都における在宅療養推進体制の強化を図る

## 在宅療養生活への円滑な移行の促進

#### ■入退院時連携強化事業【144,948千円】

医療機関における入退院支援に取り組む人材の育成や入退院における地域との連携を一層強化

##### ○入退院時連携強化研修

入院医療機関と地域の医療・介護関係者との連携・情報共有の一層の強化に向け、実践的な研修を実施  
『対象』病院、診療所、訪問看護ST、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、老健施設 等

##### ○入退院時連携支援事業<補助率:1/2または3/4>

医療機関の入退院支援体制の充実を図るために、入退院支援に取り組む人材の配置に伴う人件費を補助  
『対象』200床未満の病院

#### ■在宅療養研修事業《一部再掲》

○病院内での理解促進研修 ○病診連携研修(相互研修)

## 医療・介護に関わる人材の確保・育成

#### ■在宅療養研修事業《一部再掲》

○在宅療養推進研修(「在宅療養地域リーダー」の養成)  
○病院内での理解促進研修 ○病診連携研修(相互研修) ○シンポジウムの開催

#### ■在宅医療参入促進事業【9,385千円】

訪問診療等を実施していない中小病院と診療所の医師及び看護師等に対し、在宅医療に関する理解の促進を図るためにセミナー等を開催し、在宅医療への参入を促進

## 小児等在宅医療に対する取組

#### ■小児等在宅医療推進研修事業【17,220千円】

診療所の医師や看護師向けの研修を実施することで、小児等在宅医療を担う人材を確保・育成

#### ■小児等在宅医療推進事業《再掲》

## ACPに関する取組

#### ■ACP推進事業【11,847千円】

都民の希望する医療・ケアを受けることができるよう、ACPに関する以下の取組を実施

①都民に対する普及啓発 ②医療・介護関係者の実践力の向上

#### ■都民の「生きる」を最後まで支える、医療・介護職のACP実践力の育成【33,000千円】

ACP実践に必要な情報を集約したWebサイトや、医療・介護職を対象とする協働学習の場を創り、医療・介護関係者のACP実践力の育成基盤を整備

## 在宅医療従事者の安全確保に関する取組

#### ■在宅医療現場におけるハラスマント対策事業【48,633千円】

在宅医療の現場で医療従事者が患者やその家族から受けるハラスマントの対策に取り組み、医療従事者が安心して在宅医療に従事できるよう支援

# 在宅療養普及事業（在宅療養体制づくり支援事業）

資料10-6①  
別紙1

R8予算額：56,001千円（事業全体）

## これまでの取組

- ✓ 全区市町村に在宅医療・介護連携に関する相談支援を行う窓口を設置するとともに、支援窓口取組推進研修を実施
- ✓ 令和6年度、新たに区市町村を「在宅療養において必要な連携を担う拠点」として位置づけ、公表

## 現状・課題

- ✓ 窓口の担当職員について、新規配置や人事異動等により、地域の実態把握や相談対応等の知識、技術に差がある。
- ✓ 区市町村間の情報共有や連携が十分でなく、好事例の横展開が進みにくいという声がある。
- ✓ 在宅療養に関する情報が分散しており、関係者が必要な情報にアクセスしづらい状況がある。

▶ 在宅療養患者の増加が見込まれる中、区市町村の在宅療養推進体制の構築・強化は急務

## 事業概要

各区市町村における在宅療養推進の取組の底上げを図るため、在宅療養に関するダッシュボードを作成するとともに、その活用方法や地域課題の分析・対応方法等に関する研修会を開催する。

### 1 在宅療養推進会議等の開催

### 2 在宅療養体制づくり支援事業【新規】

#### (1) ダッシュボードの作成

区市町村担当者のデータに基づく政策立案を支援するため、在宅療養関係の情報を集約・可視化し、活用する環境を提供

##### [掲載情報例]

在宅医療資源に関する状況、住民の受療動向に関する情報

区市町村における取組の好事例 など

#### (2) 研修会の開催

在宅療養体制の構築・強化に向けて、ダッシュボードを活用し、職員の課題発見力・政策立案スキルの向上等を図る機会を提供

[対象] 区市町村の在宅療養担当職員、在宅療養支援窓口担当者等



<出典>地域包括ケア「見える化」システム（厚生労働省） 47

R8予算額：557,263千円（事業全体）

## 現状・課題

- これまでの区市町村を主体とした取組に加え、コロナ禍における都医師会及び地区医師会における在宅療養患者等への支援・取組を基盤として、更なる在宅医療の推進を図るため、**在宅医療推進強化事業**を実施（R5～7年度）

## &lt;事業内容&gt;

- ・地域における24時間診療体制の構築の推進（①24時間診療体制推進事業、②デジタル技術を活用した医療DX推進事業）
- ・オンラインを活用した病診連携の推進

- 推進強化事業の取組により、主治医の不安軽減や在宅医療の裾野の拡大、医療DXの活用による安心安全な療養生活の基盤整備の構築など、**高齢化の進展による在宅医療需要増加への対応に大きく寄与**

- 令和6年度実績は地区医師会ベースで36/54、区市町村ベースで39/62となっており、実施地域は約6～7割に留まる。

24時間診療体制の構築に資する取組について、これまでの区市町村を主体とした取組と一緒にとなって地域の在宅療養を一層推進していくとともに、実施自治体の拡大を図る必要がある

## 事業概要

- ✓ 「在宅医療推進強化事業」で実施してきた取組を区市町村が地区医師会と連携して実施できるよう、区市町村在宅療養推進事業に新規メニューを追加（24時間診療体制推進事業、在宅医療DX推進事業）

**【補助率】**開始から3年間 10/10 4年目以降 1/2 （上限 事業ごとに1,000万円）

※新規メニューについて、「在宅医療推進強化事業」の実施内容を振り返り、必要な見直しを行った上で、区市町村事業として実施するなど、新規性が認められる場合に限り、開始から3年間は10/10補助

補助メニュー

在宅医療と介護の提供体制の充実に向けた  
先駆的な取組への支援

小児等在宅医療推進事業

切れ目のない在宅医療提供体制の構築や  
医療・介護関係者等への情報共有に対する支援  
(在宅医療・介護連携推進事業のうち、地域支援事業交付金対象外経費への支援)

在宅療養患者家族支援事業

**(新規①) 24時間診療体制推進事業**

**【取組例】**

- ✓ 地域のかかりつけ医が連携した24時間診療体制の確保
- ✓ 多職種との連絡調整を担う窓口の設置及び運営
- ✓ 往診を支援する事業者や在宅医療のみを実施する医療機関との連携

**(新規②) 在宅医療DX推進事業**

**【取組例】**

- ✓ ウェアラブルデバイス等を活用した継続的な健康観察
- ✓ オンライン診療やオンライン健康相談に関する仕組みの構築
- ✓ 在宅医と病院専門診療科間でエコー画像等を共有するシステムの構築

R8予算額：124,000千円（事業全体）

## 現状・課題

- ✓ 2040年に向け在宅医療需要は一層増加する見込みであり、  
**在宅医療等を行う医師の確保・育成も含めた在宅療養体制の充実が急務**
- ✓ 国指針に基づき、「在宅療養において積極的役割を担う医療機関」を290医療機関指定（令和7年12月31日時点）



今後の在宅療養ニーズの増大や対応症例の高度化を踏まえ、**在宅医療人材の確保・育成や災害対策など、地域の在宅療養を支える更なる取組**を支援していく必要がある。

## 「在宅療養において積極的役割を担う医療機関」に求められる事項

地域の在宅療養を積極的に支えるため、地域の実情を踏まえ、以下の取組を実施

- ① 医療機関（特に1人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の**病状の急変時等における診療の支援**を行うこと。
- ② 在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、**関係機関に働きかけること。**
- ③ 臨床研修制度における地域医療研修において、**在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保**に努めること。
- ④ 災害時等にも適切な医療を提供するための計画を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと。
- ⑤ 地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族等の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること。
- ⑥ 入院機能を有する医療機関においては、患者の**病状が急変した際の受入れ**を行うこと。

## 事業概要

- ✓ 自ら24時間対応体制の在宅医療を提供するとともに他の医療機関の支援も行いながら、**在宅療養の現場での多職種連携の支援を行う医療機関**が実施する取組への補助を行うことにより、**地域の在宅療養体制の構築**を促進する。

事業内容	「在宅療養において積極的役割を担う医療機関」において求められている水準を上回る取組を追加で行う医療機関への緊急支援
補助対象経費	<p>以下の<b>3つ全ての事業</b>を実施する場合</p> <p>①地域の実情に応じた<b>在宅医療人材の確保・育成</b>（相談支援・同行訪問等）            ②<b>平時</b>における多職種・多機関の<b>連携推進</b>（勉強会、講演会、事例検討、意見交換会等）            ③<b>災害</b>に備えた多職種・多機関の<b>連携推進</b>（勉強会、講演会、事例検討、意見交換会等）            ※ ただし、診療報酬の算定対象となる取組等は対象外とする。</p>
基準額等	1 医療機関当たり <b>2,000千円（補助率10/10）</b>
事業実施期間	<b>令和8年度（時限事業）</b>

## 施策の方向性

- 訪問看護ステーションの安定的な運営のため、訪問看護人材の確保・育成・定着の支援
- 総合事業の中心的な取組である教育ステーション事業について、より身近な地域でステーション体験等が行えるよう引き続き指定数を増やす
- 在宅療養を一層推進するため、訪問看護ステーションの機能強化・多機能化を支援

## 令和8年度の取組

### <人材育成等>

#### ○ 管理者・指導者育成事業

訪問看護ステーションの管理者・指導者向け研修及び看多機管理者・参入希望者向け研修を実施し、管理者育成と管理者同士のネットワークの構築を支援  
コース：基礎実務コース、経営安定コース、育成定着推進コース、看護小規模多機能型居宅介護実務研修

#### ○ 地域における教育ステーション事業

育成支援できる訪問看護ステーションを「教育ステーション」として指定し、訪問看護ステーション体験・研修（同行訪問等）や勉強会等を通して、地域の訪問看護人材の育成支援や地域連携強化の取組を実施  
【拡充】より身近な地域で取組を実施できるように指定数を引き続き増やしていく  
複数の事業所による協働実施も認める

#### ○ 訪問看護ステーション協働育成支援事業【新規】

訪問看護人材の確保・定着・育成に向けて、2事業所以上の訪問看護ステーションが協働して実施する同行訪問等の職員育成等の取組を支援

#### ○ 認定訪問看護師資格取得支援事業

ステーションが経費を負担し（一部を負担する場合也可）勤務する職員に認定看護師の資格を取得させる場合または、特定行為研修の受講をさせる場合に、授業料や受講期間中の給与費等の経費を補助

### <人材確保等>

#### ○ 新任訪問看護師育成支援事業

管理者等が都の定める研修（※）を修了し、訪問看護未経験の看護職の雇用・育成を行う訪問看護ステーションに対し、育成に要する給与費等の経費を補助  
【拡充】人員要件から新任職員を除外、潜在看護師の補助期間等拡大  
(※) 管理者・指導者育成事業における「育成定着推進コース」

#### ○ 訪問看護人材確保事業

看護職等に訪問看護の重要性や魅力をPRするための講演会等の実施

#### ○ 訪問看護ステーション代替職員（産休等）確保支援事業

常勤の看護職員が研修受講や産休・育休・介休等を取得する際の代替職員の確保に要する給与費等の経費を助成することで、訪問看護師の勤務環境の向上や定着推進を図る

#### ○ 訪問看護ステーション等事務職員雇用支援事業

事務職員未配置の訪問看護ステーションが新たに事務職員を雇用する場合、給与費等の経費を助成

### <その他>

#### ○ 在宅介護・医療協働推進部会

東京都在宅療養推進会議の部会として、一体的な在宅療養の推進を検討

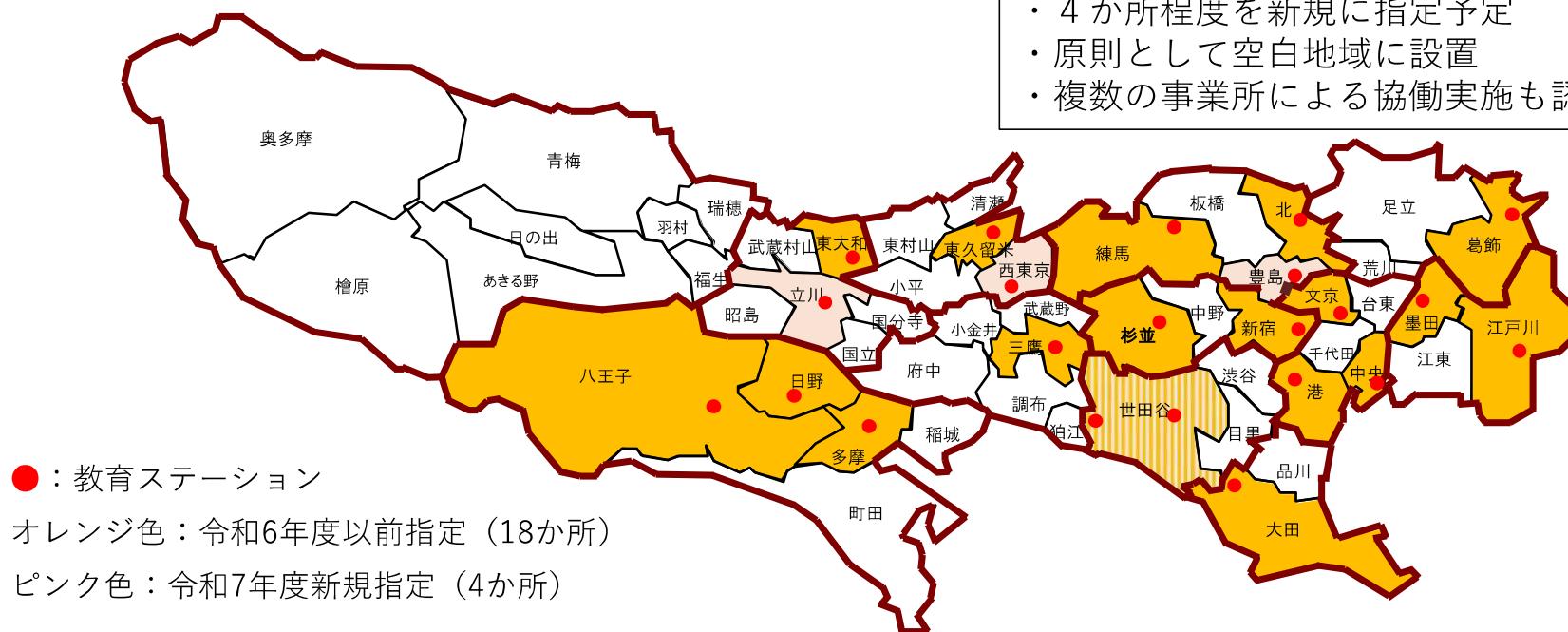
#### ○ 看護小規模多機能型居宅介護管理者・区市町村担当者合同連絡会

区市町村の看多機への理解促進及び看多機事業所同士の情報共有のための連絡会を実施し、看多機の安定的な運営を図る

## 【拡充】地域における教育ステーション事業

R8 予算要求額：51,047千円

### 教育ステーションの配置状況 22か所



&lt;令和8年度&gt;

- ・4か所程度を新規に指定予定
- ・原則として空白地域に設置
- ・複数の事業所による協働実施も認める

東京ひかりナースステーション	中央区	河北訪問看護・リハビリステーション阿佐ヶ谷	杉並区	訪問看護ステーション卵	立川市
LCC訪問看護ステーション	港区	セコムとしま訪問看護ステーション	豊島区	野村訪問看護ステーション	三鷹市
白十字訪問看護ステーション	新宿区	あすか山訪問看護ステーション	北区	ラピオンナースステーション	日野市
訪問看護ステーションけせら	文京区	東京都看護協会立城北看護ステーション	練馬区	訪問看護ステーション・青い空	東大和市
訪問看護ステーションみけ	墨田区	訪問看護ステーションはーと	葛飾区	東久留米白十字訪問看護ステーション	東久留米市
田園調布医師会立訪問看護ステーション	大田区	船堀ホームナースにじ	江戸川区	あい訪問看護ステーション	多摩市
訪問看護ステーションけやき	世田谷区	訪問看護ステーションとんぼ	八王子市	陽だまり 訪問看護ステーション	西東京市
ソフィアメディ訪問看護ステーション成城	世田谷区				

## 【新規】訪問看護ステーション協働育成支援事業

R8予算案：6百万円

### 現状・課題

- ✓ 訪問看護ステーション数は増加する一方、中小規模の事業所が多く、中小規模事業所では、質の向上や職員定着のための人材育成の強化が課題
- ✓ 訪問看護のニーズが多様化・複雑化により分野横断的な質の向上が必要
- ✓ 地域で人材確保・育成・定着を担う教育ステーションについて、地域の状況により教育ステーションを担うことができる事業所の育成や、教育ステーションを代替・補完する体制が必要

### 令和8年度の事業概要

都内の訪問看護ステーション2事業所以上が協働して看護職員の育成等を行う取組みを支援することで、質の向上や、教育ステーションの候補となる事業所の育成、事業所の規模拡大等を目指す

#### 【補助対象】

看護師の育成等を協働実施した事業所のグループに補助

※ 協働する事業所には看護職員常勤換算7人未満の事業所を必ず1つは含める、同法人のみの協働は不可

#### 【事業内容】

- 必須事業：同行訪問、合同研修会、連絡会
- 任意事業：合同採用説明会、地域に向けた講演会 等
- ◆ 補助対象経費：報償費、人件費、印刷費、保険料加入費、消耗品費等
- ◆ 補助率：10/10      ◆ 補助基準額：1,800千円      ◆ 令和8年度実施予定数：5 グループ

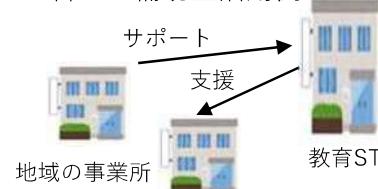
#### 【実施イメージ】

中小事業所が協働して同行訪問や勉強会等実施



- ・協力や役割分担により、少ない負担で育成等を実施
- ・将来的に教育ステーションの協働実施等に繋げる

<教育STを含んだ補助金活用例>



- ・地域における教育ステーションを中心とした連携体制構築
- ・教育ステーションの機能を補完し、ニーズの多様化・複雑化に対応

# 令和8年度 東京都における認知症施策について【高齢者施策推進部】（案）

資料10-7

## 都における施策の方向性<2050東京戦略>

- 認知症のある人の社会参加の促進や地域と連携したサポートにより、認知症になってからも尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる共生社会を実現
- 新薬への対応も含めた医療提供体制の強化、ビッグデータの活用による研究の促進等を通じて、認知症の早期の気づき・早期診断・早期対応が可能な体制を整備

## 令和8年度における認知症施策<R8予算案:59億円>

◎:新規 ●:見直し・拡充事業 □:既存事業

①認知症のある人に関する都民の理解の増進等	②認知症のある人の生活におけるバリアフリー化の推進	③認知症のある人の社会参加の機会の確保等	④認知症のある人の意思決定の支援及び権利利益の保護
<p>●認知症施策推進事業 ⇒・東京都認知症施策推進計画の中間見直し (起草ワーキングの設置等) ・普及啓発の強化（重点広報）</p> <p>□認知症シンポジウムの開催 □認知症サポーター活動促進事業</p>	<p>◎認知症のある人の行方不明対策に係る普及啓発事業 ⇒・区市町村の取組を一元的に発信 ・区市町村・関係機関との連絡会の開催</p> <p>□認知症のある人の早期発見等支援ネットワーク事業 □認知症サポーター活動促進事業（再掲）</p>	<p>●認知症のある人の社会参加推進事業 ●若年性認知症総合支援センター運営事業 ⇒センターの体制拡充</p> <p>●若年性認知症支援事業 ⇒ハンドブック改訂、本人・家族向けリーフレット作成</p> <p>□【健康長寿】共生社会の実現を支える認知症研究事業（再掲）</p>	<p>●高齢者権利擁護推進事業 ⇒・高齢者虐待対応マニュアル定着支援 ・介護従事者に対する認知症のある人の意思決定支援研修</p> <p>□歯科医師・薬剤師・看護職員認知症対応力向上研修事業 ・医療従事者に対する認知症のある人の意思決定支援研修</p>

⑤相談体制の整備等	⑥認知症の早期の気づき、早期診断・早期支援	⑦保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等	⑧研究等の推進等
<p>●若年性認知症総合支援センター運営事業（再掲）</p> <p>□民間団体と連携した認知症家族介護者へのピア相談事業</p>	<p>●認知症サポート検診事業</p> <p>□【健康長寿】共生社会の実現を支える認知症研究事業（再掲）</p>	<p>◎認知症のある人への医療提供体制の強化</p> <p>●認知症疾患医療センター運営事業</p> <p>●認知症支援推進センター運営事業 ⇒認知症医療の実態調査結果を踏まえ充実</p> <p>●認知症ケアプログラム推進事業（日本版BPSDケアプログラム） ⇒都内及び全国展開に向けた普及啓発の強化</p> <p>□認知症高齢者グループホーム整備促進事業</p> <p>□認知症介護研修事業</p> <p>□認知症初期集中支援チーム員等研修事業</p> <p>●認知症サポート医地域連携促進事業</p> <p>●認知症抗体医薬対応支援事業 ⇒抗体医薬の地域連携体制の構築に係る研究</p>	<p>●認知症ケアプログラム推進事業（日本版BPSDケアプログラム）（再掲）</p> <p>□【健康長寿】共生社会の実現を支える認知症研究事業</p> <p>●【健康長寿】アプリを活用した高齢者の健康づくり推進事業 ⇒認知機能改善機能の追加</p>

## 【拡充】認知症施策推進事業(令和8年度東京都認知症施策推進会議)

### 構成

#### 東京都認知症施策推進会議 ※第10期（R7～R8年度）

認知症当事者部会  
(当事者の意見聴取)  
※R7年度設置

起草ワーキンググループ（仮称）  
(計画の中間見直し)  
※R8年度設置予定

認知症医療部会（仮称）  
(医療提供体制の検討)  
※R8年度設置予定

### スケジュール（案）

★・・・会議開催（開催時期及び回数は想定）

	令和8年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
推進会議	★				★					★		★
	東京都認知症施策推進計画 中間見直しの検討											パブリックコメント
起草WG	委員選任		★		★			★				見直し
医療部会	委員選任	★		★			★				★	
当事者部会		★		★			★				★	
関連計画	第9期東京都高齢者保健福祉計画 次期計画策定											第8期東京都保健医療計画

# 【新規】認知症のある人の行方不明対策に係る普及啓発事業

資料10-7  
別紙2

R8予算案：8,414千円

## 事業目的

認知症のある人の行方不明対策について、区市町村の行方不明対策を一元的に発信し都民への普及啓発を図るとともに、連絡会を開催して区市町村・関係機関の連携を促進する。

## 事業内容・効果

### ○区市町村の行方不明対策をホームページで一元的に発信

- ▶自治体間や関係機関との連携を促すほか、都民が、自分の住む地域だけでなく、近隣自治体のGPS機器や見守りシール・見守りキーホルダー等に気づき、行動を起こしやすくなる等の効果が期待できる



### ○区市町村・関係機関との連絡会の開催（年1回）

- ▶都の施策、各自治体の取組紹介のほか、好事例を共有することで、都全体の行方不明対策の更なる向上を図る

### ▶認知症のある人が行方不明になった際の早期発見・早期保護に寄与

※認知症のある人の行方不明対策については、「認知症のある人の早期発見等支援ネットワーク事業」も引き続き実施し、GPSを活用した見守り支援や、地域における見守りネットワーク構築等に取り組む区市町村を支援

## 【拡充】認知症のある人の社会参加推進事業

### 社会参加の意義

認知症になってからも心豊かに過ごすには、一人ひとりの希望に応じて地域や社会で活躍できるとともに、他者と交流できる環境を整えることが必要（「東京都認知症施策推進計画」では、認知症のある人の社会参加の推進を重点目標に位置付け）

### 取組の概要

R8予算案：107,475千円

- 1 地域の多様な主体が参加する話し合いの場を設置し、認知症のある人が地域の一員として役割を持ちながら、社会参加できる機会の創出に取り組む区市町村を支援（必須事業）  
さらに、①上記取組について市民に対する普及啓発や、②上記取組で得たノウハウ等を地域の事業者等に提供した場合の経費についても支援（任意事業）  
**補助基準額：必須事業 5,000千円 任意事業（①・②）各1,000千円**  
**補助率：10/10 予算規模：24自治体 【拡充】（R7：8自治体）**
- 2 本格実施に向けて、各区市町村の取組状況や工夫・課題の共有を行い、官民で連携を深めながら、補助対象とする取組や事業スキーム、効果測定に係る指標等を協議する会議体を設置・運営（都が直接実施：891千円）

### 事業イメージ



# 【拡充】若年性認知症総合支援センター運営事業／若年性認知症支援事業

資料10-7  
別紙4

## 若年性認知症総合支援センター運営事業

R 8予算案：73,349千円

- <現状> ・都内に2か所（区部・多摩部）設置、コーディネーター各3名配置  
・若年性認知症のある人に必要な多岐にわたる支援（就労継続、介護、年金等）をワンストップの相談窓口でコーディネート

<課題> 相談件数の増加、包括的な相談内容への対応



### 令和8年度の取組<若年性総合支援センターにおける相談体制の強化>

#### 若年性認知症支援コーディネーターの増員

- ▶各センターのコーディネーターを1名ずつ増員（各センター 3名→4名）

#### 出張相談の実施

- ▶区市町村と連携し、不安や悩みを抱えている当事者やそのご家族のニーズを掘り起こし、適切な支援に繋げることを目的とした出張相談を実施

#### ピアサポートの充実

- ▶出張相談の機会等を活用し、既に両センターに繋がっている当事者だけでなく、現在センターに繋がっていない方へのピア相談も実施

## 若年性認知症支援事業

R 8予算案：7,650千円

<現状> 若年性認知症についての理解を深めるための普及啓発や、関係機関向けに研修会を実施

<課題> 若年性認知症及び若年性認知症総合支援センターの認知度の向上

### 令和8年度の取組<適切な支援に繋げるための広報強化>

#### 若年性認知症ハンドブック（H29年度策定）の改訂

#### 本人・家族向けリーフレットの作成

- ▶認知症疾患医療センター等で配布し、センターの相談窓口など適切な支援に繋げていく

## 【拡充】高齢者権利擁護支援事業（高齢者虐待対応マニュアル定着等支援）

### 令和7年度の取組（東京都高齢者虐待対応マニュアルの改訂）

○区市町村等職員向けに策定した「**高齢者虐待防止に向けた取組について－東京都高齢者虐待防止マニュアル**」について、国マニュアルの改訂に合わせ、**全面改訂**（令和8年3月予定）

#### <主な改訂事項>

- ・高齢者虐待対応に関する最新情報の反映
- ・都の実情に即した内容を反映
- ・都内区市町村の好事例等を掲載

### 令和8年度の取組（改訂版マニュアルの定着支援）

令和8年度予算案（事業全体）：90,609千円

区市町村における高齢者虐待への対応力向上を図るとともに、都と区市町村の連携を深め、高齢者虐待防止体制の更なる強化を図る

#### （1）区市町村連絡会の開催

区市町村所管課向けにマニュアル改訂に関する連絡会（オンライン）を開催

#### （2）マニュアルの策定・改訂に係る支援

都のマニュアル改訂を踏まえた各区市町村の虐待対応マニュアルの策定・改訂を支援（区市町村訪問等を含む）

#### （3）問合せ・相談対応

改訂内容に関する問合せ・相談対応を通年で実施



# 【新規】認知症のある人への医療提供体制の強化について

R 8予算案：812,504千円

資料10-7  
別紙6

## 事業目的

- 今年度行った認知症医療の実態調査を踏まえ、認知症になっても地域で安心して過ごすことができるよう、**新たな医療提供体制を創設するなど、認知症のある人を身近な地域で受け入れる体制を確保**

## 事業概要

### 認知症専門病院機能を担う、TOKYOオレンジ医療システム（仮称）の創設

二次保健医療圏域ごとに、拠点型認知症疾患医療センターを中心に、圏域内の病院等が包括連携協定を締結し、認知症がある人の地域での受入体制を確保

#### ○ 3 圏域で医療システムの先行実施

先行実施の圏域での各取組の状況を把握し、新設する専門部会で、本格実施に向けてシステムのあり方を検討

#### 【具体的取組】

##### ・ 入院受入実績に応じた支援

身体合併症や行動心理症状が強い人などを受け入れた病院に対し、謝金を支給

##### ・ 拠点型センターへの精神保健福祉士等の配置

協定の締結などシステム構築や運営において、医療資源等の把握や各医療機関との調整を行う

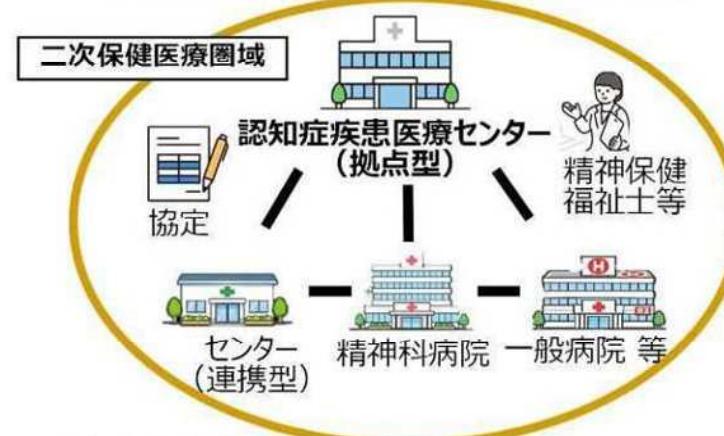
##### ・ 圏域間ブロック会議の開催

先行実施の3圏域において、近隣圏域との連携を強化するため、関係者間の会議を開催

#### ○ 医療従事者への認知症対応力向上研修

一般病院の医師やソーシャルワーカー向けに、認知症の基礎知識や家族への対応などを学ぶ研修を新設

TOKYOオレンジ医療システムのイメージ



## スケジュール



# 【拡充】認知症サポート検診事業

R8予算案：440,109千円

資料10-7  
別紙7

## 事業概要

### 目的

- 認知症に関する正しい知識の普及啓発や治療方法等に係る情報提供の推進
- 認知機能検査と検診後のサポートの推進

### 事業内容

- 早期診断の重要性を啓発するリーフレット等により、都民への啓発を実施
- 区市町村が実施する以下の事業の経費を補助 対象：原則50歳以上の都民

### ①普及啓発

地域の実情に応じた普及啓発により、認知症に関する正しい理解を促進



### ②認知機能検査

医療機関やイベント会場等において、認知機能検査を実施  
医療職（医師・看護師等）が問診・検査を実施 ※判定は医師



### ③検診後支援

関係機関と情報共有し、対象者へ定期的な連絡・訪問等の支援  
地域包括支援センターなどの関係機関と情報共有  
鑑別診断を行うことができる医療機関や区市町村の施策の情報提供など

かかりつけ医  
認知症サポート医  
専門医療機関等の  
診療につなぐ

【補助率】10/10

【補助基準額】人口に応じて段階設定

区分	対象人口規模			
	3万未満	3万以上 8万未満	8万以上 13万未満	13万以上
普及啓発	3,400千円	9,000千円	14,600千円	22,400千円
検診事業	8,700千円	22,800千円	36,900千円	56,900千円

【事業期間】

令和6年度から10年度まで

## R8拡充部分

認知症に対する不安などから検診につながらない方がいることを踏まえ、取組を拡充

### ○企業や区市町村の健康診断の場などを活用した認知症検診の受診促進【都実施】

「認知症の気づきチェックリスト」などを記載したチラシを作成し、健康診断の場などで配布

### ○認知症検診を受診するためのインセンティブ付与【区市町村補助】

検診受診につながりづらい方が受診をした場合、5,000円相当を上限としてクーポン券などを配布

# 【拡充】認知症サポート医地域連携促進事業

資料10-7  
別紙8

## 現状・課題

- 単身高齢者の増加により、主治医がない方等の地域包括支援センターでの対応が難しい事例が増加
- 地域包括支援センターでの対応が難しい状況となる前に、必要な方が適切な支援につながるためには、日常的に地域包括支援センターと認知症サポート医（国制度、都内約1,800人）が連携することが不可欠

## 事業内容

令和8年度予算案：16,313千円

### (1) 「とうきょうオレンジドクター」の認定・公表等（R6年度～）

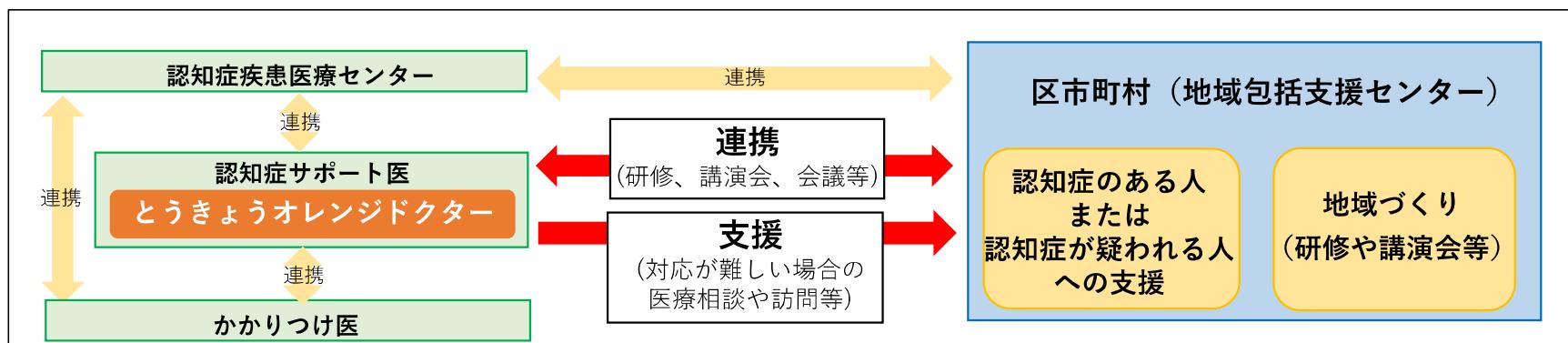
地域包括支援センターと連携して活動するサポート医を**都独自に**  
「とうきょうオレンジドクター」に認定・公表  
リーフレットや活動報告会等により情報発信し、地域での連携・活動を促進  
※令和6年度・7年度認定数 計204人



### (2) 区市町村補助（R7年度～）

「とうきょうオレンジドクター」に対し、区市町村が下記の依頼等を行う場合にかかる費用を支援

- 研修や講演会、会議等への参加依頼等の日常的な連携
- 地域包括支援センターでの対応が難しい場合の医療相談や訪問等の依頼



【補助率】10／10

【補助基準額】1区市町村あたり1,185千円

【事業期間】令和6年度から8年度まで

【予算規模】30自治体 <拡充> (R7: 15自治体)

## 【拡充】認知症とともに暮らす地域あんしん事業（日本版BPSDケアプログラム）

### 【日本版B P S Dケアプログラム】

- 東京都と(公財)東京都医学総合研究所が協働で開発
- BPSD（妄想、幻覚、大声などの行動・心理症状）は不安や焦り、恐怖等から生じることも多いので問題行動ではなく、周囲に自身のニーズを伝えるメッセージとしてとらえる
- ICTを活用して、介護従事者等が認知症のある人の隠れたニーズを発見し、適切に対応できるよう支援
- ケアスタッフがチームで話し合い、4ステップを繰り返し継続しながら、認知症ケアの質の向上を図る
- アドミニストレーター養成研修（eラーニング240分）及びフォローアップ研修（オンライン研修120分×2回）
- ※ eラーニングは令和6年度介護報酬改定で新設された「認知症チームケア推進加算」の要件である「認知症チームケア推進研修」とみなすことが可

#### 【事業者からの声】

- ・客観的に効果を把握できるのがいい
- ・チーム全員による一貫したケアが本人の安心につながる



### 令和8年度の取組<都内外の介護事業所等への普及>【拡充】

令和8年度予算案：38,001千円

#### ①スタートプロジェクト（仮称）の実施【都内】

ケアプログラムを活用する事業所を評価・公表 ⇒事業所の取組を後押し

#### ②介護サービス事業所の経営層等向けセミナーの開催【都内】

ケアプログラム活用に向けたセミナーを開催（年4回） ⇒事業所の理解促進

#### ③インストラクターによる事業所へのアウトリーチ支援【都内】

ケア計画立案や実行への具体的助言 ⇒事業所の継続実施を後押し

#### ④ケアプログラムを紹介するパンフレットの作成・活用【都内外】

事業の目的や効果・介護現場における実践事例の周知 ⇒事業所や自治体の理解促進

#### ⑤事務局機能の強化（R7まで医学研委託 ⇒ R8から民間事業者委託）【都内外】

都内のみならず、都外の事業所等へ普及拡大

⇒事業所の円滑な実施を支援／好事例やノウハウの蓄積・共有

認知症ケアの  
更なる質の向上

## 共生社会の実現を支える認知症研究事業 R8予算額：340百万円

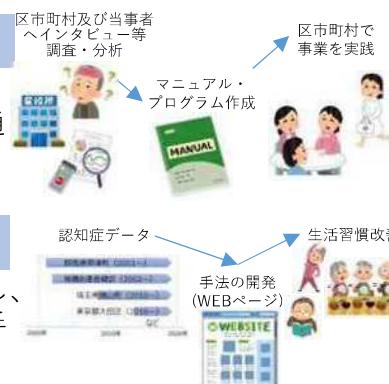
### 背景・目的

- 令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、認知症の予防・診断・治療等に関する研究、認知症のある人の社会参加の在り方や、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境整備等の調査研究などの「研究等の推進等」を、都道府県の基本的施策の一つとして位置付け
- 都はこれに先立ち令和5年度から、認知症のある人が社会の一員として尊重されるとともに、希望を持って暮らすことができる社会の実現に向け、「TOKYO認知症施策推進プロジェクト」を始動
  - 東京都健康長寿医療センターのこれまでの認知症研究の成果を活かし、共生社会の実現を推進するため
  - 東京都認知症施策推進計画を下支えする4つの研究等プロジェクトを積極的に展開

### 事業概要

#### 地域における共生社会の実現に向けた取組

認知症のある人の社会参加に向けたマニュアル作成及び「空白の期間」に係る支援を推進するプログラム開発を通じて区市町村の社会参加事業等取組を支援



#### 統合コホトを活用した認知機能低下抑制研究

統合コホトデータを活用した認知症研究をさらに推進し、認知機能低下抑制につながる生活習慣の改善を提案する手法を開発し高齢者の行動変容を促進



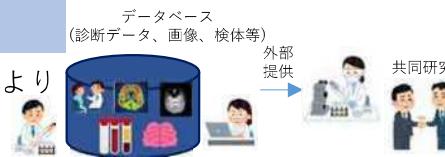
#### 認知症検査・早期診断に資する取組

認知症検査の簡易・低成本・低侵襲化、早期診断につながるバイオマーカーや、認知症抗体医薬の新薬の承認を見据えた診断ツールを開発

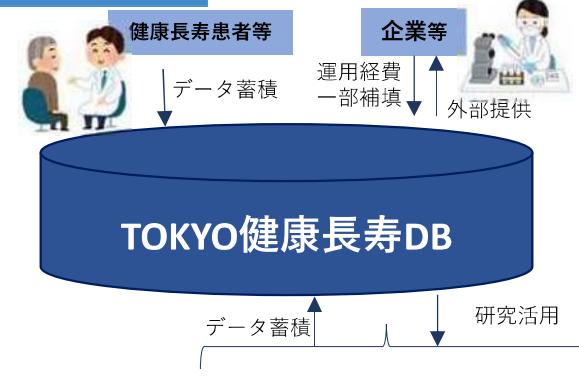


#### TOKYO健康長寿DBの運用

TOKYO健康長寿DBを運用し、共同研究や外部提供により認知症の新規治療・創薬等研究の基盤として活用



### イメージ



#### TOKYO健康長寿DB



#### 区市町村・ 地域包括支援センター

社会参加マニュアル・「空白の期間支援」プログラムを活用

#### 医療機関

バイオマーカー、  
診断ツール活用

都民への還元  
共生社会の実現

# 【新規】ミドル層の負担軽減のための介護情報ポータル構築事業 R 8 予算案：313百万円

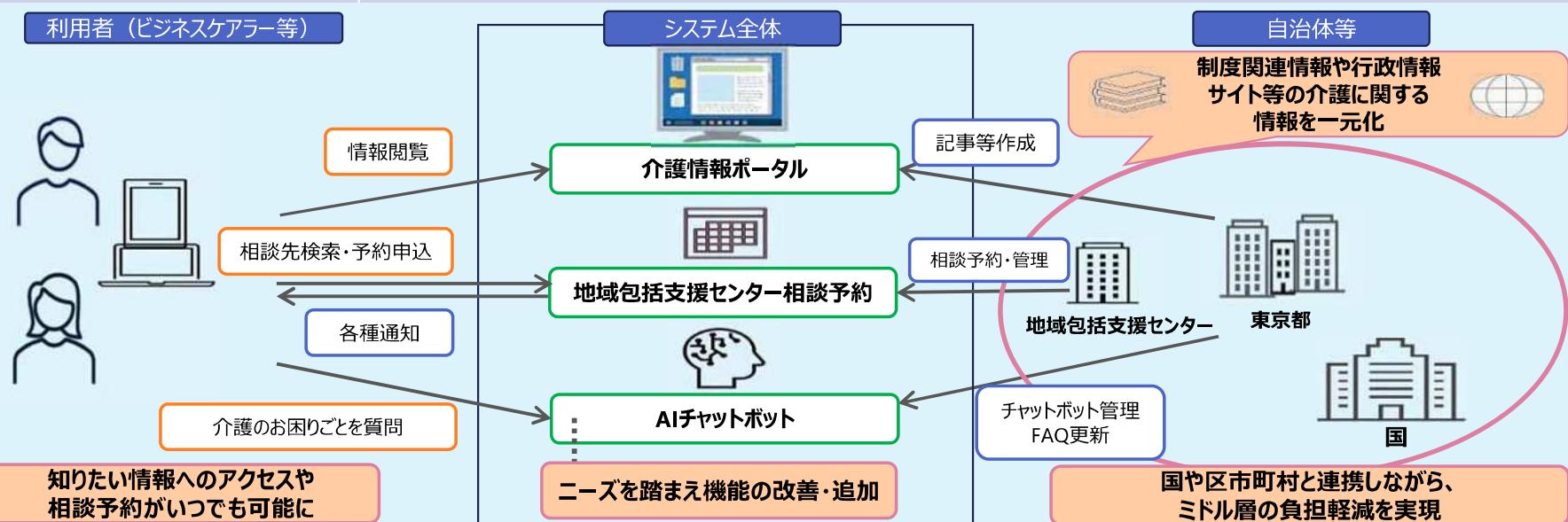
資料10-8  
別紙1

## 目的

○働きながら介護に取り組む忙しいミドル世代層の負担軽減を図るために、AIチャットボットを活用しながら介護に関する情報をワンストップで収集できるほか、地域包括支援センターを24時間予約できるシステム基盤を構築

## 事業概要

事項	内容
①介護情報ポータルの構築	・都や関係機関が提供する介護に関する様々な情報（介護保険制度、想定される状況に応じた対応など）を一元化し、検索しやすく提供
②AIチャットボット機能	・対話型で要望を聞き取り、居住地や要介護者の状況等に応じて適切なサービスや施設等の情報を提供 ・AI型とシナリオ型の両方を実装
③地域包括支援センターの相談予約機能	地域包括支援センターへの相談を24時間予約できる機能



# 【新規】介護情報基盤活用促進事業

R8 予算案：450百万円

資料10-8  
別紙2

## 現状と課題

- 国は、介護情報基盤を整備し、利用者本人、介護事業所、医療機関といった関係者が、これまで紙を使ってアナログにやりとりしていた情報を電子で共有することによって、業務の効率化（職員の負担軽減、情報共有の迅速化、認定期間の短縮化）を図る予定。
- 令和8年4月1日から、介護情報基盤に係る区市町村システムの標準化対応が完了後、各区市町村は順次、介護情報基盤へデータ連携・移行。データ連携・移行の完了後、各区市町村は運用を開始。
- 区市町村は運用開始に当たり、自治体内への制度の普及啓発や環境整備が必要だが、制度運用について国の補助制度がなく、区市町村の自己負担が生じると、財政的な面から、区市町村の取組が迅速に進まない恐れがある。
- とりわけ、要介護認定の認定調査について、介護保険法第27条で、申請から30日以内の決定・通知が明記されているが、都内保険者における介護認定期間が平均で41.1日要しており、都として認定期間の短縮化が急務（令和5年度の数値）。



→ 都として、区市町村の早期の介護認定・期間短縮に向けた区市町村の取組（認定調査のDX）を支援する必要

## 事業概要

**介護情報基盤を活用し、要介護認定期間短縮に取り組む区市町村へ、都が強力に支援を実施**

### ■ 対象経費

(区市町村への支援)

- ・認定期間の短縮に資する方策の導入
- ・実務マニュアルの整備
- ・区市町村職員向けセミナーの開催
- ・介護情報基盤の活用促進に係る調査経費等(事業所への啓発)
- ・介護事業者及び医療機関向けセミナーの開催
- ・介護情報基盤に係る操作オンライン相談

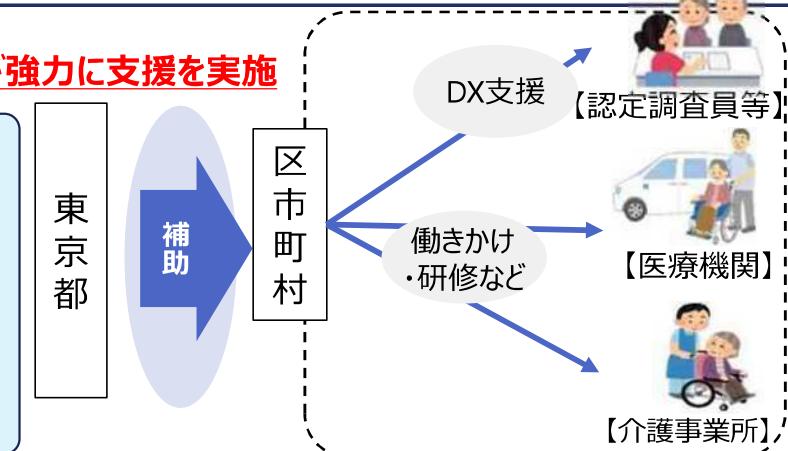
**【補助対象】**都内区市町村

**【予算額】** 450百万円

**【基準額】** 2,250万円

**【規模】** 20区市町村

**【補助率】** 10/10



## 期待される効果

✓ DXの活用が進み、要介護認定の期間を短縮

✓ 要介護認定期間の短縮等により、速やかな介護保険サービス利用、家族介護者の負担軽減や、本人の自立支援の推進